

平成30年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成30年6月15日（金曜日）
午前10時00分 開議

消 防 長 相 馬 一 司 君
総務部総務課長 村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐 置 田 孝 浩 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会教育長 星 野 恒 徳 君
教育委員会教育部長 森 川 治 君

選挙管理委員会委員長 高 田 豊 君
選挙管理委員会事務局長 (村 上 孝 徳 君)

◎出席議員（14名）

議 長 小 関 勝 教 君
副議長 土 井 敏 興 君
1 番 丸 山 文 靖 君
2 番 吉 岡 建 二 郎 君
3 番 松 山 教 宗 君
4 番 川 上 美 樹 君
5 番 楠 徹 也 君
6 番 森 川 明 君
7 番 本 郷 幸 治 君
8 番 吉 岡 文 子 君
9 番 山 崎 一 広 君
10番 桜 井 龍 雄 君
11番 谷 村 知 重 君
13番 金 子 義 彦 君

農業委員会会長 今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長 佐々木 武 君

監 査 委 員 後 藤 樹 人 君

◎欠席説明員

監査事務局長 永 森 峰 生 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 三 上 忠 君
次 長 門 田 昌 之 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 中 平 匡 司 君
市 民 部 長 松 田 公 史 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 平 泉 宮 子 君
経 済 部 長 市 川 厚 記 君
都市整備部長 西 尾 正 君
市立美唄病院事務局長 小 橋 一 夫 君

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1 番 丸山文靖議員、
2 番 吉岡建二郎議員
を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員（登壇） 平成30年第2回定例会にあたり、大綱2点について、市長並びに教育長に伺います。

初めに、大綱1点目の農業行政についてです。

1つ目は、主要5品目の作付状況についてですが、今年、収穫を迎える農作物は、すでに播種・植え付けを終えたものと思いますが、本市主要農作物である水稲、小麦、大豆、タマネギ、アスパラの本年度の作付状況について伺うとともに、昨年との状況と比較して、大きな変化があるかどうかを伺います。

2点目に、水稲の「生産の目安」についてですが、本市の基幹作物は水稲であり、農林水産省の発表では、昨年の水稲収穫量は1万9,900トンで、一昨年の全道第6位から全道第5位に上がったと聞いております。

さらに本市では、早くから美唄市水稲直播研究会を中心に直播栽培技術の確立・普及・拡大に努めてきたほか、米粉としての利活用や飼料用米の生産も他産地に先駆けて先進的に取り組むなど、水稲に関するさまざまな取り組みがなされてきたところでもあります。

特に、昨年の水稲生産においては、主食用米は北海道優良米生産出荷共励会の直播栽培部門で、美唄市直播研究会が団体の部で、さらに個人の部でも美唄市の生産者が最優秀賞の知事賞に輝き、また、農林水産省主催の平成29年度飼料用米多収日本一コンクールの単位収量部門で、美唄市の生産者が全国上位5人のうち1位、2位、4位、5位を占めたほか、平均単収増収の部でも、全国2位に輝

く活躍をされたところであり、同じ美唄市の農業者として、大変誇りに感じたところでもあります。

一方、水稲をめぐるのは、本年度からは主食用米の生産数量目標が廃止となり、北海道においては、これにかわる「生産の目安」が設定され、道内各産地が、これに基づき取り組むこととなったところではありますが、本年度の美唄市における「生産の目安」は、どのような数値となったのか。

また、これまでの生産数量目標をもととした取り組みと比べて、算定方法や流れがどのように変わり、そのことで生産者への影響が出ているのかを伺います。

あわせて、この新しい仕組みへの移行の中で、市としてはどのような働きをしてきたのかを伺います。

次に、大綱2点目の教育行政について、教育長に伺います。

1点目は、いじめについてお聞きします。

近年、情報化の急速な進展に伴い、子どもたちを取り巻く社会環境も大きく変化し、いじめの内容もこれまで以上に複雑化・深刻化し、潜在化していることが新聞・テレビなど、マスコミで報道されているところでもあります。

全国的には、いじめが原因で命にかかわる重大な事態も生じているところであり、この重大事故・事件の中には、学校や教育委員会が当初からいじめとして認めなかったケースや、隠ぺいしていたということも報道されているところです。

平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法では、いじめの再発防止のための調査と保護者への十分な説明を定めており、また、

昨年3月には、調査委員に対するガイドラインが公表され、学校や教育委員会に対して、不都合なことがあってもすべてを明らかにし、対応を見つめ直すよう求めているところです。

いじめをなくすためには、法律やガイドラインに沿った形で、学校や教育委員会がいじめとしっかりと向き合い、早期発見、早期対応に努めることが大切であると考えますが、本市の実態はどうなのか、小・中学校における過去3年間のいじめの実態と全道との比較についてお聞きするとともに、各学校におけるいじめの調査方法と、その対応策について教育長に伺います。

次に、子どもたちの不登校について伺います。

この不登校問題については、これまでも何度か同僚議員から質問があったと思いますが、美唄市においては、平成31年度、平成32年度に向けて、小学校、中学校の統廃合が進められているところです。

過去の統廃合の際には、統合される学校の子どもがいじめに遭ったり、不登校になったとの話もあります。

子どもたちが平等に教育を受ける権利を担保するために、不登校対策に万全を講じるべきと考えますが、本市における過去3年間の推移と、不登校と判断する根拠について、また、不登校になった要因と不登校生徒への対応、不登校にならないための対策について教育長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 楠議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、本市における

主要農作物の作付動向及び水稲生産を巡る状況についてであります。主要作物の本年度の作付状況につきましては、市内3つの農協に伺ったところでは、主食用米水稲が約3,350ヘクタール、小麦が約1,910ヘクタール、大豆が約1,600ヘクタール、タマネギが約40ヘクタール、アスパラガスが約34ヘクタールとなっております。

また、昨年との状況と比較しますと、主食用米水稲を含め、主要作物の大きな変動はなかったところであります。

次に、水稲生産を巡る状況につきましては、昨年までの「生産数量目標」は、北海道から各市町村に対して配分が行われ、本市分の数値の推移がそのまま比較できましたが、本年度からの「生産の目安」は、北海道農業再生協議会から各地域農業再生協議会へ直接示されるものとなっているところであります。

このため、本市に係る美唄市農協地域農業再生協議会、峰延農協地域農業再生協議会、JAいわみざわ地域農業再生協議会の3つの協議会に対して示された平成30年産米の「生産の目安」の合計値、1万127.5ヘクタールについて、平成29年産米で、各関係行政から3つの協議会が配分を受けた「生産数量目標」の合計値1万148.4ヘクタールと比較しますと、ほぼ前年並みの数値となったところであります。

また、算定の仕組みにつきましては、前年の主食用米作付実績に一定比率を乗じて、基礎生産数量を算出し、これに評価項目の点数に基づき各産地に傾斜配分した加算数量を加えた「生産数量目標」の設定から、前年の主食用米作付実績を基本に、全道の「生産の目

安」と各協議会の作付意向などを考慮し算定されるものへと変わり、さらに、参考値の位置づけではありますが、「加工用米」の数量も同時に示されるものとなり、このため、新たに前年10月頃に、各協議会の作付意向調査が行われることとなりましたが、これ以降の動きとしましては、道段階から各地域へ数値を示す時期が12月で、その後、各協議会の中で生産者段階までの調整が図られるという流れは、以前の取り組み同様の内容となっているところであります。

次に、生産者への影響につきましては、各協議会事務局に伺ったところでは、北海道全体の「生産の目安」が前年と面積が変わらず、地域段階に示される生産の目安の数値も大きな変動とはならなかったこと、さらに、平成30年度に予定されていた経営所得安定対策の制度見直しにおいて、大きな制度変更は行わない方向性が早くに示されていたこともあり、制度変更に伴って、平成30年の営農計画等に支障が出るような影響はなかったと伺っているところであります。

次に、制度移行における市としての対応経過につきましては、道は新しい仕組みづくりに向けて、平成28年度に地元意見聴取の会議を開催したほか、米産地の主要な農協を訪問し、意見交換を実施しており、こうした会議や市内農協での意見交換の際に市も参加し、オール北海道で需要に応じた生産に取り組んでも、他府県の過剰生産により、米価下落を招くことが生じないよう、全国連携の取り組み体制を構築すること及び基盤整備の実施による水稻作付面積の変動を目安算定に勘案するよう意見を申し上げてきたところであります。

す。

また、「生産の目安」の地域段階における取り組みにおきましては、各協議会構成員の一員として、他団体などとともに需要に応じた生産の推進を図ってきたところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 楠議員の質問にお答えします。

初めに、いじめの定義についてであります。平成24年度までは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としておりましたが、平成25年度より、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義され、従来の定義より、学校の内外を問わず、よりいじめられた子どもの立場に立ち、いじめられた子どもの気持ちを重視する定義となっているところであります。

次に、美唄市のいじめの件数についてであります。北海道教育委員会が毎年実施しているいじめアンケートにおいて、「4月から11月までの間、いじめられたことがある」と回答した美唄市の小学生は、平成27年度180名、平成28年度139名、平成29年度139名となっており、中学校では、平成27年度21名、平成28年度17名、平成29年度28名となっております。

いじめの内容につきましては、いずれの年

度も、「悪口を言われる」が最も多く、次いで「叩かれる・蹴られる」「仲間外れ・無視される」となっており、これは全道も同様の傾向にあるところでございます。

次に、アンケート結果から「いじめられたことがある」と回答した児童生徒への対応についてでございますが、回答した子どもたち全員について、定期的な教育相談や普段の見取り等から、嫌な思いをしたことを自然に聞く機会を設け、当該児童生徒が感じたいじめの内容を担当が把握し、その後、学校のいじめ対策組織において、個別に確認作業を行い、いじめに該当すると判断されるものについては、いじめの早期解消に努めており、これまでの調査において、ガイドライン等で示されているいじめに該当する認知件数は0件となっているところでございます。

次に、いじめの抑止対策についてでございますが、学校では、アンケートから浮き彫りになったいじめ事案に対して、積極的に認知を行うとともに、「個別面談」「個人ノート」や「生活ノート」といったような日記等を活用したりするなど、常日頃よりいじめが存在していないか、見取り、対策委員会を定期的に関中中で、いじめの発見を行い、行為が止んでいる状態が3カ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じなくなるまで、きめ細かい見取りと指導・解決を図っております。

教育委員会といたしましては、平成27年にいじめ防止基本方針を策定し、年2回のいじめ問題審議会を開催し、有識者に美唄市のいじめの状況を報告し、ご意見をいただきながら、いじめ防止のための対策に取り組んでいるところでございますが、近年は、情報化社

会の急速な進展により、SNSを介したいじめなど、いじめが潜在化するケースも多いため、ネットモラルの周知徹底など、これらに対応した取り組みについても強化してまいりたいと考えております。

次に、不登校についてでございますが、不登校児童生徒とは「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しております。

本市の不登校児童生徒の人数につきましては、平成27年度は小学校4名、中学校13名の合計17名、平成28年度は小学校1名、中学校25名の合計26名、平成29年度は小学校1名、中学校18名の合計19名が、病気や経済的な理由以外で学校を30日以上休んでおり、不登校としているところであり、本年4月の状況では、小学校で0名、中学校で7名と減少傾向にあります。

次に、不登校の原因についてでございますが、学校・家庭での人間関係や学業不振、集団不適應や無気力、あるいはこれらを複合した要因など、児童や生徒それぞれに異なる原因がありますが、近年では、不登校となる背景にある要因や直接的なきっかけが特定できないことも多くなってきております。

次に、未然防止についてでございますが、学校では、校内対策委員会において、児童生徒の出欠の状況を含めた生活状況を定期的に情報交流しており、登校しぶりの兆候が見られる児童生徒に対して、早期の段階で適切な対応を図られるよう対応しているほか、学業不

振がきっかけと思われるケースについては、個々の習熟段階に応じたわかる授業や発達段階に応じた生徒理解のための研修を学校全体で実施しているところがございます。

また、不登校児童生徒への対応についてでございますが、学校では、担任だけで抱え込まないように、学年や生徒指導部、スクールカウンセラーの連携を通じ、児童生徒の不登校になった原因を探るとともに、市教委では、適応指導教室等の活用に加え、スクールソーシャルワーカーを常勤化するなど、不登校児童生徒が将来を見据え、毎日楽しく登校し、学校生活を送ることができるよう取り組みを進めているところがございます。

教育委員会といたしましては、今後とも引き続き、いじめ同様、不登校の児童生徒ゼロを目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員 自席より2点質問させていただきます。

1点目は、農業行政についてであります。

作付動向について、主要5品目では大きな変化はないとの答弁だったと思いますが、人口減少や国民一人当たりの米消費量が減少傾向にある中では、新しい仕組みの「生産の目安」も減少することも危惧されることや、高品質な作物の生産に向けた輪作体系確立のためにも、新たな作物の導入が必要だと思いますが、作付が増加傾向にある作物や新たな作物の栽培、導入検討の動きは、どのような状況にあるのか伺います。

また、「生産の目安」は、美唄市分としての集計ではありませんでしたが、今年の3つの

再生協議会へ配分された数値に比べ、減少はわずかで、ほぼ昨年並みであるとのことでしたが、「生産の目安」は、各地域の作付意向をもとにして取り組む流れであるとのことでありました。

意向調査への回答の数値と比べると、どのような状況であったのか、また、今回の新たな取り組みにおいて、生産者への支障は生じていないとのことではありますが、「生産の目安」の算定方式に課題はないのか、今後、危惧される点はないのかについて伺います。

あわせて、市が制度移行に向けて意見するなどしてきた内容は、私も大変重要な内容だと考えるところですが、それらは反映された仕組みとなったのかを伺います。

2点目は、教育行政についてですが、いじめや不登校の実態と取り組み策については理解しましたが、不登校の生徒が学校に復学した件数及びどのような進路に進んだのか把握していれば、過去3年間の状況を伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 楠議員の質問にお答えいたします。

作付が増加傾向にある作物及び新たな作物の栽培や検討についてであります。輪作体系の確立を図る作物として、「なたね」の作付が毎年増加し、農林水産統計の公表では、昨年は作付面積では滝川に次いで、収穫量では岩見沢市に次いで、それぞれ全道第2位となっており、本年産も、さらに作付面積が増加しているところであります。

また、新たな作物につきましては、しょうが、にんにく、加工用トマトなどの生産や栽培試験が行われているほか、サツマイモの生

産も行われ、市内で干し芋として加工されているところでもあります。

次に、「生産の目安」の意向調査についてですが、各協議会事務局からは、前年作付実績並み、あるいは前年作付より、やや増として回答されたと伺っておりますが、結果としては、3協議会合計では、ほぼ前年並みとなったところでもあります。

また、「生産の目安」の課題についてですが、各協議会における意見交換では、本年度は、北海道の「生産の目安」が昨年と同じ面積であり、意向調査結果に対しても、ある程度、配慮がなされた面もありますが、今後の道産米の販売状況などにより、全道の「生産の目安」が縮小した場合など、意向調査の結果がどのような扱いとなるのか、さらに「生産の目安」の実効性確保に向けて、キーポイントとなる経営所得安定対策による水田フル活用に向けた対策が、どのような対象要件、給付内容となるかなど、地元が、これら制度を有利に活用できる状況が維持されるかどうか心配する声もあったところでもあります。

なお、市も要望しておりました全国的な仕組みにつきましては、全国農業協同組合中央会や公益財団法人米穀安定供給確保支援機構など、18団体からなる「全国農業再生推進機構」が昨年12月に発足したところでもあります。

しかしながら、本年度の「生産の目安」では、基盤整備面積の配慮は行っていないと道から説明があったところでもあります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 楠議員の質問にお答えします。

過去3年間で学校復帰した児童生徒につい

てでありますが、平成27年度は17名のうち、年度内の復帰は0名でありましたが、卒業生を除き4名が、翌28年度に学校復帰したところでございます。

平成28年度は、26名のうち年度内の学校復帰が2名で、卒業生を除き、翌29年度に4名が学校復帰しております。

平成29年度は、19名のうち年度内の復帰が1名で、現在、5名の児童生徒が長期欠席になってはいないものの、ときどき欠席していますことから、教育委員会といたしましては、不登校解消に向けて組織的な対応をしてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員 自席より、再度質問させていただきます。

農業行政についてですが、各再生協議会が危惧する事項も気になるところではありますが、基盤整備の実施について、市も要望していたのに配慮されていないとの件は、国営だけでも約3,000ヘクタールもの基盤整備が行われ、これに道営の取り組みもあり、事業もまだ数年続く本市にとっては大きな課題と考えます。

要望活動が実って、生産性の向上や担い手への農地の集積を目指して農地整備を行っている中、整備が終わった時に、水田として十分活用できる面積が確保できない状況となれば、水稻を基幹作物とする本市の未来にもかわる問題とも感じます。このことについては、市は今後どのように対応していく考えなのか伺います。

次に、教育行政についてですが、今後、小学校、中学校の統廃合がありますが、統合される学校の子どもたちはもちろん、保護者の

方も不安なく安心して学校に通学できるような対応はどのように考えているのか、また、具体的な考えがあるのかを伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 楠議員の質問にお答えいたします。

「生産の目安」における基盤整備面積への配慮についてであります。各協議会が共通して危惧している事項であり、すでに協議会などとして上部組織に意見を述べている状況と聞いておりますが、市といたしましても、各協議会の構成団体などと連携し、さまざまな場面でこうした配慮を強く求め、水稻を基幹作物とする本市の生産者が安心して農業を営み、地域農業が振興発展していくよう対応してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 楠議員の質問にお答えいたします。

統合に向けた不登校への対応についてでございますが、これまでの保護者説明会において、新しい学校で人間関係を上手に築けるか、大きな集団に適合していけるか等の不安や、クラス分けなどに対する意見が多くあったところでございます。

このため、教育委員会といたしましては、いじめや不登校対策として、今年度からスクールソーシャルワーカーを常勤体制とするなど、児童生徒の相談体制を充実させることに加え、それぞれの学校の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、クラス分けについて十分配慮するとともに、統合前に各授業や行事等を交流事業として数回実施するなど、統合を視野に入れたさまざまな対応策について、

統合準備委員会で協議しているところでございます。

いずれにいたしましても、統合が起因し不登校となる児童生徒がゼロになること、そして、保護者、地域の方々が統合して本当に良かったと思うことができる安心安全な教育環境を整えることが重要でありますことから、教育委員会といたしましては、学校や保護者と連携し、児童生徒のいじめや不登校の兆候を早期に把握するとともに、その兆候があったと思われる場合、児童生徒や保護者に対しまして、担任一人で対応するのではなく、管理職や養護教諭、その他の関係職員などが複数で対応し、組織的な指導・支援を行ってまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

9番、山崎一広議員。

●9番山崎一広議員（登壇） 平成30年第2回美唄市議会定例会にあたり、大綱3点について、市長並びに教育長にお聞きします。

最近、さまざまなところで、日本の将来の人口推計についての報道等を耳に、そして目にするところであります。つい先日も、国立社会保障・人口問題研究所や政府推計によります2040年度の社会保障給付費の推計が明らかになり、団塊の世代が75歳を迎え、急激に高齢化が進む2025年を見据えた「社会保障と税の一体改革」は、来年秋の消費税増税で区切りを迎えますが、2025年を境に、高齢者数の増加は緩やかになる一方で、働き手の中心となる15歳から64歳の生産年齢人口の減少は加速し、その先には、社会保障制度を支える現役世代の激減時代が待ち構えております。

また、道内の国立大学の帯広畜産大学、小樽商科大学、北見工業大学の3大学は、少子化で大学間競争が激しくなる中、2022年春までに生き残りをかけ、それぞれの大学が持つ強みを生かし、いわゆる農商工連携と経営効率化を進め、競争力を強化するねらいで、運営法人の統合を視野に、全国で初の検討を進めているところであります。

このように、日本の社会全体が、人口減少と超高齢化社会を迎えようとする中、本市では、財政基盤が決して安定しているとは言えない状況で、公共施設の建替え等の事業を進めようとしており、そのため、市民の意見を伺おうとしております。

そこでお聞きします。大綱の1つ目は、パブリックコメントについてであります。

パブリックコメントの手続きについてであります。パブリックコメントは、公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとする時に、広く公に意見・情報・改善案を求める手続きを言い、公的な機関が規則等を定める場合に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、より良い行政を目指すものであります。このことは、通常パブコメと言われております。

本市も平成19年から導入しており、10年が経過したところです。

市長は本年3月の第1回市議会定例会の中で、本年度の市政執行方針演説を行った際に、条例制定から10年を経過したまちづくり基本条例の精神を決して忘れることなく、温かいヒューマニズムに基づいたまちづくり・地域づくりが重要であるため、市民主体のまち

づくり、情報の共有、協働のまちづくりを基本とすることを述べられました。

この美唄市まちづくり基本条例で制定している市民参加・参画の機会を保障するため、意見聴取の基本であります機会の1つに、パブリックコメント手続きがありますが、この手続きについて3点ほどお聞きします。

その1つ目に、市民周知の方法についてどのように行われているのか。

2つ目に、意見収集の手法について。

3つ目に、このことからの合意形成の判断についてお伺いします。

大綱の2点目は、広域連携についてであります。

初めに、行政連携について、連携中枢都市圏構想についてであります。これは、一定要件を満たす都市が、連携中枢都市となり、地域において相当の規模と中核性を備える圏域で、近隣市町村と連携協約することで、産業や暮らしの基盤を強化し、人口流出を防ごうとする構想であり、2014年12月に国で閣議決定されました。まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域の広域連携に関し、複数存在する圏域の概念が、連携中枢都市圏に統一されたことに伴い、地方中枢拠点都市圏構想から名称・目的等が変更されたものであります。

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持する

ための拠点形成することを目的としたところでもあります。

連携中枢都市には、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取り組みに対して、圏域人口に応じ、普通交付税として措置されております。

また、特別交付税として、「生活関連機能サービスの向上」の取り組みに1市あたり、年間1億2,000万円程度を目安として、人口・面積を勘案して上限額が設定されております。

一方、連携市町村には、1市町村あたり1,500万円を上限として特別交付税が措置され、2013年5月、姫路市が国に対して、地方中枢拠点都市の制度創設と財政措置を提言したところでもあります。

あわせて、改正後の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した中枢都市、連携市町村の取り組みに対する財政措置について、その概要を公表したところでもあります。

そこでお聞きします。道内の動きについては、札幌市では、石狩管内市町村及び札幌市に対する通勤・通学割合が0.1%以上の市町村であります小樽市や岩見沢市、南幌町、長沼町と協議を進めております。

本市におきましても、財政難や移住定住、人口減対策を防ぐ意味も含め、連携中枢都市圏参加、他の自治体、中・北空知と連携を加速すべきだと思います。

過去には、平成の大合併、将来を見据えた持続可能な自治体経営を視点を検討を行った経緯があります。

私は、人口減少、少子高齢化社会を迎えた現状、連携しコンパクト化やネットワーク化

による活力ある社会経済を維持していくことが重要であると考えますが、いかがお考えでしょうか。今一度思い起こし、進めていくべきだと思いますが、今日までの取り組みと今後の考え方についてお聞きします。

その2つに、消防の広域化についてであります。平成25年12月、北海道では、第2次北海道消防広域化推進計画を策定し、その中で、昭和23年の消防組織法施行により、市町村消防を原則とする自治体消防制度が確立され、本道の消防体制は、関係各位の努力により、着実に充実・強化が図られ、道民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきております。

そうした中で、小規模消防が、一般に出動要員に十分な余裕がない、財政規模が小さいため、高度な資機材の計画的な整備が困難といった課題があると指摘されており、今後、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、さらに小規模化が進むことが見込まれています。

人口減少が現実のものとなり、市町村が災害の多様化・大規模化などに対応し、その消防責任を十分に果たしていくため、平成18年6月に消防組織法が改正され、消防の規模を拡大することで、行財政上のさまざまなスケールメリットを生かし、消防体制の整備及び充実・強化を図ることを示した自主的な市町村の消防の広域化を推進することとされました。

これにより、道は平成20年3月、より効果的な消防体制の構築を目指し、北海道消防広域化推進計画を策定し、以来、この計画をもとに、それぞれの地域において、さまざまな議論がされております。

消防本部の単位面積や地形など、本道においては、広域化により、初動体制の強化や現場到着時間の短縮などの成果が実現された消防本部がある一方で、広域化によるスケールメリットを見出せないなどの理由により、広域化の実現に至らない消防本部も多く、この5年間で広域化を実現したのは2圏域4本部にとどまっていると伺っております。

こうしたことから、道では、地域特性を勘案するとともに、平成25年5月の消防庁告示、市町村の消防の広域化に関する基本指針及びこれまでの広域化に関する地域議論や市町村の意向を十分に踏まえながら、新たな第2次北海道消防広域化推進計画を策定したところであります。

大規模災害などが発生する懸念が高まっている今日、この計画をもとに消防の広域化を含め、それぞれの地域の実情に即した消防体制の充実・強化に向けたさまざまな方策について、積極的に検討が進められることを期待しています。

人口減や高齢化で成り手がいない消防分団を現在の9分団から30年間で4分団に統廃合を進めるとお聞きしましたが、そこでお聞きします。これらを踏まえて、本市における今日までの取り組みの経過について。

2つ目に、現在、検討しております消防団あり方検討委員会について、現在までの検討結果と今後の協議内容について。

3つ目に、広域連携の今後の考え方と進むべき姿についてお聞きします。

大綱の3点目は、教育行政についてであります。

アルテピアッツァ美唄ビジョンについてで

あります。

アルテピアッツァ美唄は、札幌から北東へおよそ60キロ、石狩平野のほぼ中心の美唄市にある野外彫刻公園であります。アルテピアッツァは、イタリア語で芸術広場の意味ですが、かつての炭鉱都市に廃れつつあった小学校校舎や体育館を改修し、姿をほぼそのままに残し、周辺の森林などを含む約3万平方メートルを再生、美唄出身の世界的彫刻家・安田侃氏の彫刻作品を敷地や建物内に展示し、1992年にオープン、今なお美唄市と安田侃氏が創り続け、現在は約7万平方メートルの広大な野外彫刻公園となっております。木造校舎や旧体育館では、年間を通して展覧会やコンサートなどが多数行われ、木造校舎1階は幼稚園として活用しております。札幌から少し足を延ばすだけで大自然とアートを一緒に楽しめる貴重な空間だと言われております。

本年3月、アルテピアッツァ美唄ビジョンが示され、その後、パブコメを行われたところですが、大綱の1点目にも申し上げました、市民周知をどのようにされ意見収集したのか、そして合意形成されたとの判断でビジョンを進めていくのかという疑問は残ります。市民の方から、市立病院と同じように進めるのかとの意見も聞いたところであります。

まさに先立て、2045年の人口推計が出されました。25%減の400万人減と、本市に至っては9,092人と推計予測が出されました。

そこでお聞きします。パブコメでどのような意見が出されたのか。

また、新美術館の建設など、どのように考えているのか。

3つ目に、第6期総合計画との整合性はど

うなっているのかお聞きします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 山崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、パブリックコメントについて、パブリックコメントの手続きについてであります。市民周知の方法につきましては、市民の皆さんに案件の内容を十分理解いただけるよう、意見提出用紙に係る資料もあわせて、市民会館や図書館、総合体育館などの公共施設のほか、市民ふれあいサロンに設置するとともに、広報紙メロディーや市のホームページなどで周知を図っているところであります。

次に、意見収集の手法につきましては、意見提出用紙に住所・氏名・連絡先とともに、案件に対する意見を記入いただき、担当部署へ直接持参いただくか、郵送やFAX、電子メールにより提出いただいているところであります。

次に、合意形成の判断につきましては、各審議会や市民説明会、シンポジウムなど、さまざまな場面を通じて意見交換を行い、策定した素案をパブリックコメント手続きでの意見を参考に、見直しの検討や公表を行い、市民の皆さんとの合意形成を図っているところであります。

次に、地域連携について、連携中枢都市圏構想についてであります。今日までの取り組みにつきましては、道内では、札幌市、旭川市、函館市が連携中枢都市の要件を満たしており、札幌市では、平成29年度から連携中枢都市圏構想について、札幌広域圏組合の構成市町村及び通勤・通学者などの一定の交流人

口を有する自治体と協議を行っているものの、本市におきましては、この要件に達していないことから、連携自治体としての動きはないところであります。

次に、今後の考え方につきましては、近隣の市町が連携し、行政のコンパクト化、ネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会に対応した活力あるまちづくりを目指していくことは重要であるものと受け止めており、そのため、この制度に関しましては、引き続き、国の動向を見極めながら情報収集を行うなど、必要な対応に努めてまいります。

次に、消防の広域連携についてであります。初めに、今日までの経過といたしましては、平成18年に消防組織法の一部が改正され、市町村の消防の広域化についての定義と理念の基本指針が示され、推進が図られてきたところであります。

北海道におきましても、平成20年4月に「北海道消防広域化推進計画」が策定され、本道における基本的な考えや広域化の望ましい組み合わせが示されたところであります。

なお、推進計画での広域化の組み合わせとしましては、南空知圏を基本に、本市と岩見沢市、三笠市、夕張市、栗山町、長沼町、由仁町、南幌町、月形町の4市5町の組み合わせが示され、平成24年度をめどに広域化の実現を目指すこととされたところであります。

このことから、その示された組み合わせをもとに、南空知圏の5消防本部におきまして、平成22年6月に南空知消防広域化研究会を立ち上げ、消防の広域化に関する調査・研究を行い、平成23年3月に報告書をまとめたところであります。

しかしながら、その結果につきましては、広域化することは望ましいが、推進計画で定める平成 24 年度までの広域化は、南空知管内の市町との調整が難しく、期間も短いことから、広域化につきましては、今後も継続的に南空知圏を基本に検討を進めていくこととしたところであります。

また、その後、全国的にも広域化が進まないことから、平成 25 年に「消防の広域化に関する基本指針」の一部改正が行われ、推進計画の期限を平成 30 年 4 月までに延長されたところであります。

このため、北海道におきましては、「第 2 次北海道消防広域化推進計画」が策定され、本市におきましても、引き続き、広域化について検討を進めてまいりましたが、現時点では広域化には至っていないところであります。

次に、消防団あり方検討委員会の現在までの結果と、今後の協議内容につきましては、人口減少が進み、消防団員の担い手不足が深刻化する中で、昨年 6 月、「美唄市消防団あり方検討委員会」を消防関係者と学識経験者の計 33 名をメンバーとして設置し、将来の美唄市消防団のあり方について、「消防団員の確保、処遇」「今後の消防団体制」をテーマとして、委員会を 5 回開催し、報告書をまとめたところであります。

また、消防団員の確保対策といたしましては、市役所職員や郵政職員などへの入団の働きかけや成人式等のイベントでの PR 活動、ホームページや各広報媒体を利用した宣伝を行い、団員の確保に努めているところであり、処遇につきましては、出動報酬及び年報酬の段階的な引き上げを行い、あわせて、団員の

定年制及び入団年齢制限の見直しを実施し、魅力ある消防団にしてまいりたいと考えております。

なお、今後の消防団体制といたしましては、現在の 9 分団体制を分団詰所の更新時期にあわせて段階的に統合させ 4 分団とし、あわせて団員定数見直しを行い、実働性ある消防団にしていくところであります。

また、今後の協議内容につきましては、消防団員で構成されております消防団活性化推進委員会の中で取り組む内容を具体的にどのようにして行っていくかを協議いたしまして、美唄市消防団が将来において、十分な活動ができる環境をつくり、地域住民の安心・安全確保の中核となる消防団体制に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、広域連携の今後の考え方と進むべき姿といたしましては、消防は、市民生活を守るためには、なくてはならない組織でありますので、今後、この消防力を維持していくため、消防の広域化も 1 つの手段として考えているところであります。

また、国においても自主的な消防の広域化を推し進めるため、今年 4 月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部が改正され、現状の消防力と、10 年後の消防力の推移を各市町村が作成し、道と連携しながら、今後の消防体制の検討を行い、第 2 次北海道広域化推進計画を見直し、新たな広域化の組み合わせを示す予定となっており、その広域化の期限が平成 36 年 4 月まで延長されることとなったところであります。

本市といたしましても、今後示される広域化の組み合わせに基づき、北海道及び関係市

町と連携を密にして、今後一層進展する人口減少や高齢化に対し、強い危機感を持って、消防の広域化を検討してまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 山崎議員の質問にお答えします。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄ビジョンについて、初めに、本ビジョンに関するパブリックコメントの内容についてでございますが、6名の方から意見が寄せられたところでございます。

意見の主な内容は、アルテピアッツァ美唄への予算投入に対する反対が1件、新美術館建設反対が2件、作品の保全や維持管理に必要な人材を確保する必要があるとした意見が1件、校舎等既存施設保全の必要性が1件、郷土史料館の整備を優先すべきが1件となっているところでございます。

次に、新美術館建設についてであります。現在、アルテピアッツァ美唄に展示されている彫刻は、野外に27点、屋内に18点設置されておりますが、野外展示作品につきましては、豪雪地帯であることから、大理石の劣化が進んでいるところでございます。

このことを踏まえ、昨年来、安田侃氏と新たな彫刻の設置について協議を重ね、安田侃氏から、今後作成する彫刻については、屋内設置が望ましいとのご意見をいただいたことから、本年3月、既存施設の維持・保全を含め、新たな美術館棟の整備を盛り込んだビジョン素案を作成したところでございます。

次に、第6期美唄市総合計画との整合性についてでございますが、総合計画で、アルテ

ピアッツァ美唄については、施設の充実や情報発信に努めることとしており、また、総合計画の観光・交流分野において、道道美唄富良野線の開通を見据えた交流人口の拡大を施策の方向性として示しているところであり、教育委員会といたしましては、新美術館については、この施策の方向性に示される施設の充実に合致するとともに、一方の施策である交流人口の増加につながるものと判断し、ビジョンとして素案を策定したものでございます。

●議長小関勝教君 9番、山崎一広議員。

●9番山崎一広議員 自席から何点かご質問させていただきます。

最初に、パブコメでございますけれども、国において平成11年3月に閣議決定され、国民の意見を広く聞く手法として制定されたところですが、意見公募手続きの規定が設けられ、行政手続き法に閣議決定の趣旨が引き継がれたところです。

本市でも、自立推進計画、美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画やまちづくり基本条例等の制定にあたって、平成17年・18年、道や他市を参考に実施してきたところですが、それから10年経過しました。

今3点ほど質問しましたが、当初の目的、定義をいま一度照らし合わせて私は見直すべきではないかと思えます。

火曜日ですか、市立病院の市民検討委員会を開催されたようですけれども、よく聞かれるのが、市民意見が反映されていないのではないか、説明不足ではないか、どこを見て市政運営をしているのかなど、多くの意見が出てきているとお聞きします。

例えば、さまざまな条例でパブコメをしておりますが、4期にも5期にも及ぶこれらの計画、その手法を根底から変えることも必要であり、私は見直すべきではないかと考えております。

今ほどご答弁をいただきましたが、市民周知、資料の場所、意見収集の手法、そして合意形成の判断についても、これで良いのかと私は疑問に思います。

それと、意見は出したと、行政のアリバイ作りにすぎないのではないかという声も私の耳に届いてきています。

ところが、パブリックコメントについては、担当の職員が、限られた期間、これをこなすのに精いっぱいであろうと私は思います。市民にとってもより良い制度のあり方を研究していくべきではないだろうかと考えております。

パブリックコメントの時期についても、審議会の議論などを経て、かなりのレベルまでまとまった段階で市民に示されているのが普通でありますけれども、そもそも論的な意見を出されても、今さら全体をひっくり返すことは絶対ないだろうとも考えます。市民の意見が反映できるよう、できるだけ早い時期が望ましいと一般的には言えますが、手間と時間、コストを考えると、通常、1回のパブリックコメントがせいぜいであることから、現在の中間的な考えが最も妥当であると考えざるを得ないとも思いますことから、だとすれば、例えばこの段階で市民が提出して採択してもらえるのは軽い意見しかなく、重い意見は、もともと出しても無駄という制度になっているのではないかと考えます。

今ほど教育長から答弁もありましたパブコメは、たった6人です。それで良いのかと私は思います。

この計画も、第一に審議会でかなり議論されていることから、形式的になっている。今さら市民が口出しできる余地はないような制度になっていないかとも考えますし、2つ目に、言葉が行政的で固い内容が著しく、その上、資料の量が多いので、書いてあることを理解するだけで一苦勞であるとよく言われます。何とか口に出せるのは、基本理念や全体構想についてくらいしかないと考えます。

これらのことから、先ほども言いました何期も続く計画、あえてこの場では計画名は言いませんけれども、大きな法改正などは別にして、部分修正など、改めてパブコメをとる必要はないのではないかと考えます。

そして、あまりにも多すぎる計画、条例、パブコメもマンネリ化して、市民からの意見やコメントが、最近はごく少数、先ほども言いましたがアルテでは6件と、このような現状で良いと思うのか改めてお聞きします。

2つ目に、広域連携です。南空知では、美唄、夕張、三笠、栗山、由仁、月形6市町が声がかかっておりません。消防や水道では連携するというにはなっておりますけれども、より幅広い行政連携の定住自立圏構想は進んでいないのが現状だと考えます。私が元職にいたときから、岩見沢市はもともとあまり音頭をとらないと、そのように私は個人的に理解しておりますし、岩見沢市の方がいたら怒られるかと思っておりますけれども、今後の要件緩和では検討もという市長のコメントも、紙面でお伺いしました。

美唄の将来を決定づけていく、導くトップリーダーとして、今改めて市長には、このような混迷期に、特に圧倒的な影響を与える時代であることは以前から言われております。

私は、乱世、戦国時代と明治維新の両時代を合わせた次世戦国時代と考えておりますし、このような時代のトップリーダーの役割と責任は、どんな組織にとっても最大ポイントであることは、歴史が教えていると考えております。リーダーの条件は、さまざまなことがありますけれども、企業リーダーには、夢とロマンが要求されます。そして自己の夢を現実化するロマンの達成、そしてその情熱と執念が必要、人生観としての喜び、悲しみも必要だと考えます。ぜひ、この歴史的な大転換期、美唄の将来を、壮大な夢の実現に向かって、市長自ら今の思いを披れきしていただければと思います。

人口減で、社会全体が縮小する中、医療や福祉、防災、住民生活を支えるサービス水準を市町単独で維持するのは難しい、厳しい、例え国からの助成がなくても、自治体同士で連携し、財政負担を減らしていくべきだと考えます。

過去にも平成 28 年第 3 回定例会で私は言いましたが、公共施設等総合管理計画に基づき市営球場の改修が今されておりますけれども、財政的に金がないということで、たぶん、思っていた計画の 5 分の 1 程度ではないかと私は思っておりますけれども、例えば、岩見沢、月形も含めて、非常に良い球場です。そのようなところと連携して、大きな大会はそちらです、南空知圏内でやれるような広域連携も私は必要だと考えておりますので、改

めて、どのように連携していくのかお聞きします。

3 つ目は、アルテピアッツァですけれども、25 周年を迎えて、展示作品も当時より 3 倍・4 倍に増えていると先ほどありました。海外からも注目されております。概要版にも、市民の関心の低さなど、さまざまな問題に対応しながら、この世界でも稀な美術館を、美唄を語れる場所として、将来の市民に受け継げるようにするためのビジョンをまとめましたと記載されております。また、概ね 1 対 9 で市外からの来館者が多い状況、不足する管理事業費を補てんして、収支均衡を図っていますが、経営的には厳しい状況が続きます。市民の意識としては、美術館は意識しているが、興味度が低い状況ですと、ビジョンの冒頭に書かれております。関心が低いのにビジョンをまとめたり、来館者は市外からがほとんどで、経常的に厳しい財政状況、市民の興味度が低い中で、なぜビジョンを作成するのかと私は若干疑問に思います。

また、第 6 期総合計画に新美術館の建設が記載されておりましたが、どうしてこのような形で進めようとするのか、過去にも私はお尋ねしました。

倉本總さん、花柳鳴介さん、我路の採石場の上で、イベントを開きたいとあります。

隣の三笠市が、今年、高校生レストランを開設されます。ものすごい人気になると思います。教育長はご存知だと思いますけれども、三重県の相可高校の「まごの店」、ここは、高校生が土日にレストランを開いております。近所のお年寄り、他県からも訪れて、非常に素晴らしいものを作って、町民だけでなく、

さまざまな方が訪れております。

高校生レストランができ、道道美唄富良野線ができた時に、本市はそれに間に合うのか。これは前にも市長にも言いましたけれども聞いてほしいと思います。施設の方向性として、施設の充実に合致すると言われましたが、病院も含めて、公共施設の建替えと維持、財政は破綻するのではないかとされておりまして、改めて、この考え方について、どのように今後進めていくのかお聞きいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 山崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、パブリックコメント手続きについてであります。私は、市民の皆さんとの協働のまちづくりを進めていくためには、条例の制定や改廃をはじめ、総合計画や各種計画の策定段階における市民の皆さんが参画する仕組みづくりとして、重要な制度の1つであると考えておりますので、この制度の運用にあたりましては、多くの意見の提出をいただき、意見交換が活性化されるなど、効果的な仕組みとなるよう研究を行ってまいります。

いずれにいたしましても、私は「まちづくり基本条例」に規定する「市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくり」を推進するため、透明性や公平性が高く、市民の皆さんが市政に参加・参画しやすい仕組みづくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行政連携についてであります。人口減少や少子高齢社会が進む中であって、行政事務のコンパクト化を推進し、持続可能な自治体経営を目指していくことが重要である

と考えております。

そのため、引き続き、行財政改革を推進するとともに、医療や上下水道、ごみ処理、情報システムなど、広域で取り組んでいる事務のほか、他の事務の広域的な連携につきましても、空知市長連絡協議会をはじめ、空知地域づくり連携会議や空知地域創生協議会などの広域行政に関する各種会議で情報収集を行うなど、引き続き、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 山崎議員の質問にお答えします。

アルテピアッツァ美唄ビジョン作成の必要性と新美術館の建設、並びに第6期総合計画との整合性についてでございますが、初めに、ビジョン作成の必要性についてであります。アルテピアッツァ美唄は、以前から、自然と彫刻との融和を求める市外来訪者から、高い評価をいただいているところでございます。

また、ここ数年は、台湾やタイなどを中心とした海外からの来訪者が増加していること、さらには、2022年度には、道道美唄富良野線の開通が予定されていることに加え、施設の老朽化対応や野外彫刻の損傷などに対応しなければならない状況になっていることなど、これらを総合的に踏まえ、アルテピアッツァ美唄を次代に繋ぐべく、本市の芸術文化の宝として、短期・中期的視点に立って整備する必要があるものとして、ビジョンを作成することとしたところでございます。

次に、新美術館の建設と第6期総合計画との整合性についてでございますが、第6期総合計画におきましては、施設の充実に努める

こととしていることから、既存施設の保全策に加え、安田侃氏の今後の彫刻活動をお聞きした中で、新たな新美術館棟の整備が必要であるとし、ビジョンに盛り込んだところがございます。

いずれにいたしましても、このビジョンにつきましても、第6期総合計画との整合性や本市の財政状況を踏まえるとともに、作家や指定管理者との協議を進めながら、進行管理を図ってまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員（登壇） 2018年第2回定例会にあたり、大綱3点について、市長、教育長へ質問します。

大綱の1点目、3月9日の災害について伺います。

3月8日から9日にかけての大雨、そして融雪等により、全道の広い範囲で被害が発生しました。

北海道の危機管理局の3月10日、11時時点の発表の被害状況によりますと、美瑛町で1名がお亡くなりになられ、全道では、床上浸水が28件、床下浸水が61件発生し、各地で災害対策本部が設置されたとのこと。

道路の通行止めも、国道で5路線7区間、道道で17路線18区間、高速道路で1路線1区間、また、JRは140本の運休が発生したとのこと。

本市でも被害が各地で発生したと聞いています。

そこで質問です。今回の災害に関しての本市の被害状況、そして、当日の対応について伺います。河川の氾濫が発生したその状況、

道路の通行止めについて等、当日の対応をお答えください。

また、災害が発生した原因について、本市ではどのように調査を行い、どのように把握をし、そして判断を行っているのか。今後の災害対策に関わってくる重要な部分です。詳細について伺います。

あわせて、今後の対応についても伺います。今回の災害について、私は、市民から対応が遅かったとの話を何件か伺っています。実際、対応に不備はなかったのか。市民からの通報を受けた際に、適切に災害の状況把握をされていたのか。対策を講じることができていたのか。なぜ市民から対応が遅かったという意見が出てきているのか。今後の対応に向けて、当日の対応についての評価をどのように行っているのかを伺います。

また、3月9日の災害、その中でも被害が非常に大きかった南一の沢川周辺、南美唄町中央通り4丁目、5丁目、6丁目付近の住民から、何件もの相談を受けています。

市も被害の深刻さを受け、4月12日、5月28日と、今回の災害について二度の住民説明会を行っており、私もその場に出席をさせていただいています。その際に、地域住民の方々から被害状況を聴取され、今後の対策・対応を検討されてきているものかと思えます。

私が地域住民の方々から相談を受けた際に、皆さんが口をそろえてこうおっしゃっていました。「今回の災害は人災である」と言っています。近隣の業者が除雪をした際、今回氾濫した南一の沢川に排雪、雪投げをしていたと言うのです。この地域住民からの指摘について、これは市にもしっかりと伝わっているは

ずですので、どのように対処をし対応しているのか、どのように調査をしているのかについて伺います。

次に、二度の住民説明会で市の見解が一度目、二度目の間で変わった点について伺います。

4月12日の説明会では、市の河川管理における責任はゼロではないと、今回の南一の沢川の氾濫の市の責任を認める発言をしていました。

しかし、その後、5月28日の説明会では自然災害と判断し、災害について、市の管理責任に問題はなかった。市の責任はない。こういった趣旨の見解へ変わっています。見解が変わったことについて、そのいきさつについて伺います。

大綱の2点目、観光行政について伺います。

サイクルツーリズムに関してです。一昨年3月に閣議決定された北海道総合開発計画によりますと、北海道において、アジアの中でも特徴的で、また魅力的な観光資源を活かしながら、世界水準の観光地を目指し、サイクルツーリズム等の振興等により、広域的な観光周遊ルートの形成を促進することとされています。

昨年5月には、自転車活用促進法が施行され、自転車を取り巻く機運が高まっているとのことです。

国土交通省北海道開発局でもサイクルツーリズムを推進しており、まさに国を挙げての事業として進められてきています。その取り組みとして、受け入れ環境の充実、情報発信、サイクリストとのコミュニケーション、自転車走行環境の改善の3点を挙げ、これからま

ますます力を入れていくという様子です。

本市でも、以前より市長が中心となり、観光振興の一環としてサイクルツーリズムを推進してきています。

そこで質問です。サイクルツーリズムに関して、これまでの実績、そして取り組みについて、例えばイベントの参加者数ですとか、その参加者からの意見、入込客数の実績、こういったものと、これまでのサイクルツーリズム推進に関わる取り組みについて伺います。

また、その取り組みを踏まえて、サイクルツーリズム推進に向けた今後の展望をどのようにお考えになられているか伺います。

あわせて、北海道開発局の取り組みの1つにありました自転車走行環境の改善があります。

本市では、自転車走行環境の改善について、指定したサイクリングコースの路面整備状況はどのようになっているのか伺います。この点に関しては、観光のために自転車を気持ちよく走行していただけるようにするといった観光振興の側面というだけではなく、近年、全国で道路の整備不良による自転車事故に関する訴訟が行われています。実際に、中には地方公共団体が賠償を命じられているという事例が複数存在します。

サイクリングコースは路面整備状況に問題がないか確認をした上でコース設定を行ったのか。また現在、路面の状況は確認をしているのかを伺います。

また、本市に来るサイクルツーリストが走行するのは、指定しているサイクリングコースだけとは限りませんので、市道の整備状況、自転車やロードバイクの通行しやすい市道の

整備がなされているのかについて伺います。

大綱の3点目、教育行政について伺います。

小中学校でのスマートフォン、携帯電話等について伺います。2016年の総務省通信利用動向調査で、13歳から19歳のいわゆる若年層のスマートフォン個人保有率は、81.4%と非常に高い数値にあるといったことが出ています。1人に1台が限りなく近づいてきていると言えます。

スマートフォン、携帯電話は、大変便利なツールであり、利用方法によっては、自分の世界を広げることができ、情報収集、そして、学習にも役立つものです。

ですが反面、個人情報の流出の懸念、また、小学校、中学校ということだと、いじめのまさにその現場として、インターネット環境が整備されているスマートフォン、携帯電話が利用されること、また、スマートフォンや携帯電話を使った犯罪に巻き込まれるなど、さまざまな問題が出てきているというのも事実です。社会問題となっています。

そこで質問です。本市の児童生徒のスマートフォン、携帯電話等の所有状況について、教育委員会では、どのように把握されているのかを伺います。

また、学校現場でのルール、マナー、そして利用上のリテラシー等を含めた教育について、スマートフォン、携帯電話の教育は、児童生徒にどのように行っているのか。

また、児童生徒だけでなく、その保護者に対しての啓発をどのように行っているのか伺います。

あわせて、スマートフォン、携帯電話は、通信機器ではありますが、学校での学習の際

には、そこまで必要となるものではなく、むしろ学習の妨げになるような場合があります。というのも、スマートフォンは、ゲーム機としての側面もありますので、このスマートフォン、携帯電話の学校への持ち込み、また、その学校へ持ち込みがされた際の管理について、どのような対応をされているのかを伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、3月9日の災害についてですが、ご答弁の前に、この度の災害により被害に遭われた市民の皆様方におかれましては、大切な財産を失うなど、大変なご苦勞をされていることと思います。

改めまして、皆様方のご心勞に対し、また、被害に遭われたことに関し、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

それでは、議員の質問にお答えいたします。

初めに、市内全域の状況についてですが、3月8日の午後10時から降り始めた降雨と気温の上昇により、融雪が進んだことから、市が管理する普通河川のうち、南一の沢川、十三号川、ビバイイクシュンベツ川、七号川の4つの河川で氾濫が発生いたしました。

また、北海道が管理する河川につきましては、落合川が一時的に氾濫しましたが、すぐに水位は下がったところであります。

なお、道路につきましては、共練町の学田橋から南美唄町旭町までの市道南美唄・入初線の一部が冠水したため、午前10時から午後4時までの間、通行止めにしたところであります。

次に、南一の沢川の被害状況についてであります。北栄橋の上流側の東光寺の裏付近で溢れ、三井通りを経由して、新橋までの低い宅地へ雪の混じった氾濫水が濁流のように流れたことから、南美唄町中央通り4丁目から6丁目におきましては、床上浸水9軒、床下浸水5軒の被害が発生したところであります。

市の対応といたしましては、10時30分頃に市民から「家に水が入ってきそうだ」との通報があったことから、消防署へ救助等災害活動の出動を要請するとともに、災害応急対応に職員を派遣するなどの災害対応にあたったところであります。

また、消防署の救助等災害活動としましては、浸水した家屋からの救助が3件で4名、排水活動が1カ所、流された灯油ポリタンクからの油漏れ処理が2件、それぞれ対応を行ったところであります。

なお、救出した4名の方は、消防のマイクロバスに乗車していただき、うち2名の方は浸水解消後にご自宅に戻られ、そのほかの2名の方は、南美唄コミュニティセンターに一時退避していただきましたが、午後6時頃までには、ご自宅や知人宅に戻られたところであります。

次に、災害応急対応といたしましては、重機による河川内における雪の除去作業と、雪混じりの濁流後の処理、土のう設置などの対応を行ったほか、美唄警察署により、通行止めなどの交通規制が行われたところであります。

なお、午後1時40分頃には、床下浸水が解消され、午後3時45分頃には、道路除雪が完

了したことから、三井通りの通行止めを解除したところであります。

また、当日の午後7時45分から被災者宅を訪問して、被災者の安否について最終確認を行い、次の日には、被災状況の確認と水害時の状況やお困りごとなどについてのお話をお伺いするとともに、ごみ処理やし尿処理などの手続きについてご説明したほか、ご自宅に住めなくなった方につきましては、市営住宅へ居住いただく手続きを行ったところであります。

次に、十三号川の被害状況につきましては、床上浸水が1軒、床下浸水が1軒の被害が発生いたしました。

市の対応といたしましては、消防署による土のう設置と排水活動、重機による河川内における雪の除去作業を行ったところであります。

次に、ビバイイクシュンベツ川と七号川の被害状況につきましては、倉庫の一部に被害が発生いたしました。

市の対応といたしましては、重機による河川内における雪の除去作業を行ったところであります。

次に、災害が発生した原因についてであります。降雨につきましては、3月8日の午後10時から9日の午後2時までに47.5ミリであり、この雨量は、過去10年間での3月のひと月に降る降雨量の平均値である48.2ミリに匹敵する大雨であることから、この時期としては、これまでに経験したことがないひと月分の雨が1日で降ったこととなりました。

また、積雪につきましても、例年でありますと、この時期は50センチメートル程度の積

雪量であります。今年は大雪のため、105センチメートルの積雪があり、さらに、気温につきましても、当日の最高気温は、平年値の1.2度を上回る4.6度となっていたところでもあります。

このため、これらの降雨量と積雪量と気温の上昇などの要因が重なり、このたびの災害が発生したものと考えているところでもあります。

次に、今後の対応についてであります。災害時には、初動体制が重要となってくることから、これまでも各種防災対応マニュアルに基づき、体制を整えてきたところではありますが、今後も市民の皆様からの情報収集に努め、現場の状況を把握し、各関係機関と情報を共有することにより、迅速かつ適切な災害対応に努めてまいりたいと考えております。

また近年、気象変動の影響により、想定を上回る豪雨などによる大規模な災害が全国各地で発生していることから、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、行政による防災体制の強化はもとより、市民の防災意識の高揚を図るなど、万全な準備、体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、南一の沢川で発生した災害についてであります。初めに、地域住民からの人災というご指摘につきましては、災害が発生した原因について、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、降雨量と積雪量と気温の上昇が原因と考えており、自然の影響が大きく関与した特別な気象環境だったことから、自然災害と判断したところでもあります。

次に、市の管理責任につきましては、融雪

期での河川の管理は、過去に融雪で被害のあった河川を中心にパトロールを行い、河川が雪で閉塞していないかを確認し、雪割を実施するなど、対応にあたっていたところで、今年も8河川の雪割を実施していたところでもあります。

当日は、大雨警報が発令されておらず、融雪期において、氾濫実績のない河川でありましたことから、河川管理者といたしましては、このように氾濫が起きてしまうことが予見できなかったものと判断しております。

次に、二度の住民説明会で市の見解が変わった点につきましては、一度目の説明会で、管理責任はゼロではないとお答えいたしましたが、その後、内部におきまして、検討を重ねた結果、降雨量、積雪量と気温の上昇などの気象環境や市内を流れる七号川や十三号川など、数カ所の河川も氾濫していることから、総合的に判断して、先ほどお答えしたとおり、自然災害とし、二度目の説明会におきまして、市に責任はないとご説明させていただいたところでもあります。

次に、観光行政について、サイクルツーリズムについてであります。初めに、これまでの取り組みにつきましては、平成28年度にサイクリングコースを設定し、市のホームページへ掲載するとともに、美唄サイクリングマップを作成し、主要施設に配布するなど、周知を図ってきたところであり、さらには、管内自治体や団体などとも連携し、サイクリングに関する情報の発信やイベントを開催するなど、サイクルツーリズムの取り組みを推進しており、最近では、市内の観光施設や農村地域でサイクリストを見かけることが増え

てきていることから、少しずつ取り組みの成果が表れているものと考えているところであります。

また、昨年開催されましたサイクリングイベントの参加状況を見ますと、北海道そらちグルメフォンドには 792 名、びばいカンントリーライドには 115 名が参加しており、びばいカンントリーライドの終了後のアンケートでは、「また参加したい」というご意見が 75%となっており、自由記載におきましても、「風景が良い」や「コースが走りやすい」など、高い評価をいただいたところであります。

次に、これからの展望につきましては、本年 4 月にピパの湯ゆ〜りん館にレンタルサイクルや宿泊室にサイクルハンガーを設置した新館がオープンするなど、サイクリング観光客の受け入れ環境の充実を進めているところであり、今後、本市のサイクリング環境や観光資源の積極的な PR に努め、さらなる交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、サイクリングコースの路面整備状況につきましては、サイクリングコースは、平成 28 年度に実施したサイクリング等観光ルート形成・経済効果調査事業委託業務により設定したもので、美唄市の観光資源であります食の魅力などを活かし、ルートの検討を行いながら、サイクリングツアーに関する複数の専門家が、実際に自転車で走ることにより、走行の安全性、景観、休憩施設、誘導サインなどのさまざまな視点からご意見をいただき、コースを設定したところであります。

コース設定した道路には、路盤改良を行っていない簡易舗装で整備した路線や歩道のあ

る道路では、雨水枡にグレーチングの蓋が設置された箇所があるなど、サイクリングを行うロードバイクなどでは、一部走行しにくい状況も想定されますが、びばいカンントリーライドなどのサイクリングイベントの開催とあわせて、市内サイクリングクラブとも連携しながら、コースの路面状況の確認や清掃を実施しているところであります。

今後におきましても、サイクリングクラブなどから情報提供をいただきながら、サイクリストが走りやすいコースの維持にできる限り努めてまいりたいと考えております。

次に、自転車の通行しやすい市道の整備につきましては、社会資本整備総合交付金など、有効な財源確保が困難なことから、数多くの路線整備を行うには、難しい状況となっているところではあります。舗装によるオーバーレイやパッチングなどにより補修を行い、自転車に限らず、車両や歩行者が安全に通行できるよう努めているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、児童生徒の携帯電話やスマートフォンの所有状況についてであります。毎年度の調査は行っておりませんが、これまで実施した調査で申しますと、平成 25 年度調査では、小学校 6 年生で 37%、中学校 3 年生で 49%でありましたが、平成 27 年度では、小学校 6 年生で 60%、中学校 3 年生で 77%となり、平成 30 年度調査では、小学校 6 年生で 47%、5 年生で 50%、中学校で 76%となっており、年によって差異はありますが、小学校高学年で約半数、中学校では 7 割以上の所有率とな

っております。

次に、児童生徒への情報モラル教育についてであります。市内小中学校におきましては、児童生徒に携帯端末からの不用意な書き込みや画像の送信は、個人情報の流出や思わぬネットトラブルに巻き込まれる危険性があることから、携帯電話会社等による専門家からの携帯安全教室を実施するなど、利用上のリテラシーを習得させる学校が増えてきているところでございます。

さらに、平成28年度より、市PTA連合会が中心となって、自分の携帯番号やアドレスをむやみに教えないこと、夜9時以降は使用しないこと、携帯端末は自分の部屋に持ち込まないこと、必要のないサイトにはアクセスしないこと、悪口やネット上に個人情報が特定される言葉や画像を書き込まないこと、フィルタリングをかけることなどを携帯電話等の使用に関するルールとして作成し、すべての小中学校において、携帯端末のルールやマナーとして活用しているところであり、このルールについては、保護者に向けても啓発活動を行っているところでございます。

次に、学校への持ち込みにつきましては、校則など明確化されたものではありませんが、市内すべての小中学校で、携帯電話等は授業に必要なものとしており、基本として、携帯電話、スマートフォンを学校に持ってこないという指導と、保護者への協力を依頼しているところでございます。

しかしながら、放課後の習いごとや少年団活動などで必要な場合や位置情報付きの携帯電話等を持たせたい保護者には、学校に申し出ることによって承認し、その場合は、職員

室で下校まで机の中に入れて大切に保管する学校や、放課後まで使用しない条件で持ち込みを認めている学校もあるところでございます。

●議長小関勝教君 2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員 自席より再質問いたします。

3月9日の災害について、本市の被害状況について確認させていただきましたところ、人的被害ですとかけがをされた方、ましてお亡くなりになられた方がいらっしゃるという状況で、その点に関しては大変幸運だったのではないかと思います。ただ、家への被害などがあったということですので、そこに関しては、今後、市としてもしっかり対応して行っていただきたいと考えます。

質問になりますが、的確な初動態勢をとるためには、災害対応にあたる際に、危機管理対策室、それと、他の関係機関、消防署ですとか警察、他に可能性としては、災害時ですので自衛隊も可能性はあるのかもしれませんが、そういったところと各機関が必要とする情報が、こういったものが必要なのか事前に相互間で整理を行っていく必要があるのではないかと考えます。それについてどのようにお考えかを伺います。

また、行政による防災体制の強化、そして市民の防災意識の高揚についてということですが、具体的には、現状どのような取り組みを行っていくのか伺います。

そして、南一の沢川で発生した災害についてです。これについては、他の所と同じような原因でお考えになられているようですが、私も述べましたとおり、人災だという指摘、

業者による雪投げが河川に行われていたという点から、他の所と原因を一緒くたにして考えるというのは適さないのではないかと思います。今ほど市長の答弁では、河川への雪投げ、排雪という事象を全く考慮に入れていない判断をされています。住民説明会では、市側の調査で、近隣の業者2件が、河川への雪投げをしていたということを確認したとお話しになられていました。なぜこの事実が今回、判断材料から排除されるのでしょうか。

また今回、先ほど私の質問の最初に述べましたとおり、全道で3月10日、11時の時点で床上浸水が28件、床下浸水が61件ですので、何と南美唄中央通り4丁目、5丁目、6丁目、南一の沢川の氾濫で全道の床上浸水のうちの3割以上、床下浸水のうちの1割以上が、このピンポイント1点でのみ発生しているということになります。こういった判断材料も検討せずに、自然災害と断定する、これはないのではないかと思います。さまざまな判断材料が今ありますので、その調査検討が足りていないと感じます。市側が自然災害と断定するのであれば、断定できる明確な理由をご説明いただくか、もしくは自然災害だという断定をいったん撤回し、もう一度徹底的な調査を行った後、こういった原因があつて、特にこの南一の沢川の氾濫が起こったのか。こういったことを調査していくことを求めますが、市長のお考えはいかがでしょうか、伺います。

また、市の管理責任についてですが、南一の沢川は、私が伺ったところ、市の管理河川だと聞いております。市の管理河川の管理責任、氾濫して、それも今述べましたとおり、

人的な何らかの力があつて氾濫したかもしれない、そういった状況があるにも関わらず、管理責任はないと、とても信じられないご答弁です。

また、その答弁の中で、予見という言葉が出てきました。予見の可否、可能だったか、できなかったかということで、管理責任があるかないか決まるということであれば、予見をするための事前の手立てというものは、しっかりとするというのが当たり前の管理者の義務だと私は考えます。

今回氾濫した南一の沢川に関しては、冬期間のパトロールを行っておられないと、これは住民説明会の中でもお答えになられておりました。パトロールを行っていない河川で予見ができるのでしょうか。予見をしようにも、その予見するための材料が手元に全くない状態だったのではないかと考えます。予見するための行動を事前に起こさずにしていて、そして予見ができなければ、管理責任はない、問われることがないと、このようにおっしゃるのであれば、何もしなくても責任がないと言い逃れをすることと同一ではないかと考えるんですが、この点について市長の考えを伺います。

また、住民説明会での見解の変化についてですが、答弁の中で、総合的に判断をしたと、その結果とありました。その総合的な判断とは、こういった根拠があつて、総合的な判断に今のお話でなるのかがいまいち理解できません。何を根拠とした総合的な判断なのかを伺います。

観光行政、サイクルツーリズムについてです。入込客と伺いますか、イベントに参加さ

れた方からは、75%がまた参加したい、風景が良い、コースが走りやすいと、高い評価をいただいたということで、このサイクルツーリズムの取り組みについて、今後、非常に高い効果が出てくるのではないかと感じます。ぜひ、この評価を下げることなく、どんどん上げていっていただきたいと思うのですが、路面の整備状況についてなんです、実際に利用をされている方々の生の声を多く集めていくということが、一番生きた情報を集めることにつながると考えます。それによって、効果的な対処を今後行っていけると思うのですが、ぜひイベントなどに参加される市外から来られる方々も含めて、例えば、そのイベントの開催時ですとか、そういったときに参加者に対して、コースの路面状況も含めたアンケート調査を行っていくと生きた情報を得られるのではないかと考えます。その点に関しての市長の考えを伺います。

また、市道の整備についてですが、サイクリングで観光振興を行い、人を呼ぶのであれば、可能であれば地方創生推進交付金の予算を市道の整備、良好な道路環境の整備に充てていくことができないのかと、このように考えます。

道路整備に関しては、市長もご存じのとおりかと思いますが、市民からはたびたび美唄市の道路状況が良くないと苦言をいただきます。観光振興のための整備を行うことができれば、これは市民の要望にも応えることができ、一石二鳥となるのではないかと考えます。この点についての市長の考えを伺います。

教育長に、小学校、中学校でのスマートフォン、携帯電話等について、本市で、小学校

高学年で約半数、中学校では7割以上の所持率、保有率となっているということで、多くの児童生徒がスマートフォン、携帯電話を持たれているというご答弁でした。こういったことから、やはりルールやマナー、リテラシー、そういったことについて、積極的な学習の取り組みを継続されていくことを望みます。ぜひとも続けてください。

あわせて、最近、スマホ依存、またはスマホ依存症という言葉が耳にするのですが、スマートフォンに依存し、日常生活に支障を来すようなことになることを差すようです。一説には、若年層の約7割がスマホ依存を自覚しているというような話も出てきます。

本市において、このことについて、児童生徒または保護者への依存防止の啓発を行っているのかについて伺います。

また、学校への持ち込み管理についてですが、預かり、保管の際に破損・紛失といったことが起こった際の対応ですが、決して担当の教員の方が個人で預かるというものではないかと思っておりますので、そういった方々の単独の責任になってしまうことがないような対処が行われているのかについて伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、災害時の初動体制についてであります。これまでも、いち早く現場の状況を把握し、関係機関との連携による災害対応に努めてきたところでありますが、今後につきましても、市民などからの的確な情報の把握に努めるとともに、関係機関との必要な情報共有や連携の強化を図るなど、迅速かつ的確

な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災体制の強化や市民の防災意識の高揚についてであります。災害時の職員活動マニュアルなど、各種防災対応マニュアルの見直し、新たな職員の防災・危機管理に関する人材の育成による防災体制の強化や自主防災組織の設立、町内会等への出前講座の開催、防災訓練の実施、学校における防災教育、広報紙メロディーなどによる防災意識の高揚等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、自然災害といえる詳しい理由についてであります。先ほどもご答弁させていただきましたが、災害時の発生原因につきましては、降雨量と積雪量、それから気温の上昇が原因と考えており、自然の影響が大きく関与いたしました特別な気象環境だったことから、自然災害と判断したところであります。

一方で、地域住民の方が川に雪を捨てていたという証言もありますが、そのことが、今回の氾濫に起因したという合理的な立証ができない状況の中で、人的災害と認定するのは難しいものと考えております。

次に、予見するための手立てをとっていなかったことにつきましては、融雪期におきまして、氾濫実績のない河川でありましたことから、河川管理者といたしましては、このように氾濫が起きてしまうことが予見できなかったところであり、責任はないと判断したところでございます。今後におきましては、このたびの事象を教訓に、河川巡視の強化を図るなど、検討してまいりたいと考えております。

次に、総合的に判断した結果につきまして

は、これも繰り返しになりますが、先ほどもお答えしたとおり、自然の影響が大きく関与いたしました特別な気象環境や市内を流れる数カ所の河川につきましても、氾濫していることから、自然災害と判断し、市に責任はないとご説明させていただいたところであります。

次に、サイクリングコースの路面状況に関するアンケート調査についてであります。本年度も市内において、びばいカントリーライドが開催されますことから、当イベントの実行委員会と連携しながら、コースの路面状況について、参加者に対してアンケート調査を実施するなど、サイクリストが走りやすいコースの維持にできる限り努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、地方創生推進交付金の予算の確保についてであります。地方創生推進交付金は、道路整備のようなハード事業への補助はないため、ソフト事業との組み合わせで実施することになり、ソフト事業のみによる場合に比して、設定するK P Iの十分な向上が見込まれるものが対象となっているところであります。

ただし、ハード事業費とソフト事業費の割合が概ね5割とならなければ対象とならないことから、ハード事業費と同様なソフト事業費が必要となり、有利な財源として活用することは、極めて難しい状況となっているところであります。

なお、平成29年5月1日に自転車活用推進法が施行され、自転車活用の推進を図るため、国土交通省に自転車活用推進本部が設置され、関係省庁との緊密な連携・協力が図られるこ

ととなっており、今後、新たな制度の創設など、国の動向を見極め、対応してまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

スマートフォン依存、俗に言うスマホ依存防止に向けての啓発についてでございますが、スマホ依存の一般的なものといたしましては、トイレや風呂に持ち込むこと、家族や友達いるときも画面を見ること、食事中も手離さないこと、対面しても会話ができないこと、スマホがないと落ち着かない、不眠症、ドライアイ、疲れ目などが事例として挙げられているところでございます。

スマートフォンや携帯電話については、保護者と子どもが共通の認識で使うことが必要であることから、各学校では、児童生徒には、特別活動や保健の授業等で、保護者には、児童生徒と一緒に携帯安全教室を開催しているほか、保健室だより等において、一般的な例を挙げて説明するなど、児童生徒・保護者の両方に啓発しているところでございます。

また、携帯電話やスマートフォンの校内への持ち込みについてでございますが、各小中学校とも原則、学校に持っていかないよう保護者にお願いしているところでありますが、家庭や児童生徒の事情で、どうしても持ち込まなければならない場合、児童生徒が自己管理する学校や、朝から放課後まで職員室の鍵のかかる机の引き出しに保管している学校があるところでございますが、いずれの場合も、校内で使用しないことや破損・紛失の保護者

責任を明確にした届け出を受けて、携帯電話・スマートフォンを管理しているところでございます。

●議長小関勝教君 吉岡建二郎議員に確認いたします。

再々質問はございますか。

●2番吉岡建二郎議員 はい、あります。

●議長小関勝教君 一般質問中ですけれども、再々質問は午後からといたしたいと思います。午後1時まで休憩いたします。

正午 0 時00分 休憩

午後 1 時00分 開議

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉岡建二郎議員の再々質問から入ります。

2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員 自席より質問をさせていただきます。

3月9日の災害について、南一の沢川で発生した災害についての部分ですが、今ほどの市長からのご答弁の中で、河川への雪投げは今回の災害との合理的な関係、関連というものを立証できないというご答弁をいただきました。

まず、そもそもですが、河川への雪投げというのは違法行為ではないかと私は思うのですが、その点をはっきりさせていただきたいと思います。

あわせて、今回、河川への雪投げがあったかどうかということであれば、先ほど、私の質問の中でも述べさせていただいたとおり、市からの説明で、住民説明会の中で、2件の

業者が認めたという調査があるという事実がありますよね。それをなぜ判断材料とされないのかというのがわからないところです。ですから、自然災害と断定できる明確な理由を説明されたということにならないかと考えます。

また、先ほど私が質問でも述べましたとおり、本市の床上浸水、床下浸水、特にそれが南美唄町中央通り4丁目、5丁目、6丁目、その1点でのみ、北海道全体、3月10日段階で把握されていたものの3割にも上る数が発生していたと。この事実に関してどのようにとらえているのかということは、お答えがありませんでした。

道内では、警報が出されるほど雨が降り、雪解けというところがありましたし、3月8日段階で、札幌管区气象台からは、そういった融雪、大雨による被害が予想されるといったことが出されていたはずです。

美唄市は警報ではなく注意報だったにもかかわらず、警報が出された他の自治体よりも大きな被害が発生しています。それも何度も述べますが、たった一部の地域でです。この異常性というものをどのように認識されていらっしゃるのかをお答えいただいておりますので、その点のお答えをいただきたいと思います。

さらに、管理責任、予見というところに関してですが、これは、私がいろいろお調べいたしましたしまして、このような言葉があります。「予知するために予見する。予見するために観察する」オーギュスト・コントという19世紀のフランスの哲学者の言葉です。私が申し上げたいことはここに入っています。美唄市は、

管理責任のある河川での災害を予見するために観察を怠っていたのではないかと。さらにつけ加えますと、ビジネスにおける言葉でも、予見可能な危機ということに関しての考え方があります。民間の経営者出身であられる市長であれば、ご理解いただけるのではないかとと思うのですが、予見可能な危機というのは、認識の不足、そして注目の不足、さらに対応の不足によって生じる。こういった考え方があります。認識が不足していて、そのことをわかっていないと予見可能な危機、これが発生して実際に災害になってしまう。これはビジネスだけではなくて、行政においても同じことが適用できるのではないかと思います。今回においては、注目することもされず、対応もされていなかった。なぜか。認識が足りていなかったからです。こういった場合には、ビジネスでは組織のトップが責任をとることが通常かと思えます。市の責任というものが、この認識の不足という部分にまつているのではないかと。このことに関して、どうお考えになられるのか、ご説明・お答えをいただきたいです。

それと、サイクルツーリズムに関して、非常によくわかりました。地方創生推進交付金が、なかなか使いづらいというものなので、ぜひとも、新たな制度の創設、そして国の動向を見極めるのと同時に、市長から道路整備に利用しやすい補助金の整備など、そういったことを国や道に今後求めていただきたいと思います。このサイクルツーリズムに関しては、答弁は求めませんので、南一の沢川で発生した災害についての部分、ぜひご答弁をよろしく願います。

●議長小関勝教君 副市長。

●副市長藤井英昭君 答弁準備のため、若干お時間をいただきたいと思えます。

議長において、お取り計らいをよろしくお願いたします。

●議長小関勝教君 ただいまの吉岡議員の質問に対し、理事者より答弁準備の申し出がありましたので、30分程度休憩いたします。

午後 1 時 0 6 分 休憩

午後 2 時 4 1 分 開議

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

選挙管理委員会委員長高田豊君は公務のため、また、監査委員後藤樹人君は都合により欠席いたします。

これより、吉岡建二郎議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君 答弁準備に時間をいただき、ありがとうございました。

吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、川への雪捨てについてですが、南一の沢川につきましては、普通河川でありますことから、河川法に準じました市の普通河川管理条例を制定し管理しております。

この中で、条例第7条第2項に普通河川に土砂又はごみ、糞尿、鳥獣の死体、その他汚物、若しくは廃物を捨てるなどの行為をしてはならないとされております。

雪につきましては、廃物にあたるところで

ございます。

なお、毎年1月号の広報紙メロディーにおきまして、川に雪を捨てないように周知を図っているところでございます。

また、雪投げを認めた業者がいるということにつきましては、警察に相談をさせていただきましたところ、雪を投げ入れた業者や雪の量が特定できるような写真など、証拠になるものがなければ、告訴を受理することができないとのことでありましたので、雪投げをした業者に対する責任追及も難しいものと考えております。

2つ目の予見が可能であるかどうかについてであります。ご指摘のとおり、予見が可能であった場合、対策を講じなかった場合は、過失があったとみなされると認識しておりますが、今回の場合、気象庁による気象予報では、本市においては、強風、融雪、洪水、なだれ注意報が発令されておりましたが、警報、特別警報等が出されていなかったため、これまで同様に過去に氾濫実績のある河川を中心に対応をしていたところでございます。

なお、災害原因の合理的な解明につきましては、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所に相談をさせていただいたところ、氾濫前の河川の状態がわからないことから、全て仮定での推測になるとのこと、人的災害を合理的に判断することは難しいものと伺ったところであります。

●議長小関勝教君 吉岡建二郎議員の本件に対する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第56条但し書きの規定により、特に発言を許します。

2番、吉岡建二郎議員。

● 2番吉岡建二郎議員 4度目の発言の許可をいただき、ありがとうございます。

今ほどの答弁に関してですが、川への雪投げ、これは明確に条例で違反であるということをご説明いただきました。

また、証拠がないと告訴をすることはできないということもご説明いただきました。証拠がない理由というのは、どこにあるのでしょうか。それは次の予見についてのところにも関わってくるかと思えます。

美唄市では、河川の氾濫について、気象情報のみで予見を行っているという形での今の答弁だったと認識しております。特に南一の沢川に関しては、パトロールをしていないという状況にありますから、南一の沢川の実際の状況を知ることはできていなかったということです。氾濫前がわからないということの原因は、市がパトロールをしていなかったこと、これに尽きるというところを指摘させていただきます。

質問をいたします。5月28日の説明会での住民の切実な訴えを市長は聞かれたかと思えます。自宅に住めなくなり、市営住宅に今住居を構えている方がいらっしゃいます。その方は、春先になれば、家庭菜園を行いたいと言っていました。それもできなくなった。魂が抜けたようだ。3月9日の前に戻してもらえたら戻してほしいと、このような訴えをされています。非常に心に来るものがあります。さらには、災害に遭われて、その住居に住めないと判断された方の中には、美唄市から転出された方もいらっしゃいます。

それで、5月28日、市長はその説明会において、被害者の方々に「被害者に寄り添って、

何ができるか、今後できる限りの対応をしたい」と力強くお答えになりました。また、その場で、私も市長に対して、「徹底的な調査・対応を最後まで行うのか」という趣旨の質問をいたしましたところ、市長は「行う」とこれも力強くお答えいただいております。徹底的に行うとおっしゃったのであれば、まず自然災害かどうか、その部分から徹底的に行う必要があると私は考えたため、今日の質問をいたしました。

質問の本題ですが、この被害者に寄り添って、何ができるか、今後できる限りの対応をしたいと、その言葉に偽りがなければ、今日のように特定の事象が入っていないような答弁ですとか、同じ文言の繰り返しの答弁、そういったことにならないと思えます。まさか、その2度目の説明会の際に、市長が力強く発言されたこのお言葉、もう既に総合的な判断などによって、この考えが変わってしまっているということはないですよ。そのことについてだけお答えいただきたいです。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

2回目の市民説明会のときに、確かに私は、そのような発言をさせていただきました。

私といたしましては、被害に遭われた方々の心情を思うときに、何か他に支援はできないものかと、これまでもいろいろ検討を重ねてまいりましたが、現行制度の中では、なかなかそれを見出すことができない、このような結果になったことに関しては、大変申し訳なく思っております。

今後におきましては、この教訓を踏まえ、

万が一、発生した場合の災害に備え、緊急支援、復旧、そして復興などにおいて、災害直後から復興までの時間の経過や生活の場の変化に伴い、人々の生活や心身の状況、ニーズの変化など、さまざまな段階や局面において、可能な限り、最速・最適な支援を行える新しい仕組みづくりを構築し、あらゆるネットワークの力で災害に立ち向かい、安全な暮らしを支える地域づくりを確立することで、被害に遭われた方々に、しっかりとこれまでどおり寄り添っていきたいと考えているところでございます。

●議長小関勝教君 次に移ります。

6番、森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） 平成30年第2回定例会にあたりまして、市長及び教育長に大綱5点にわたって質問いたします。

国際的には、史上初の米朝首脳会談で、完全非核化米朝声明があり、第一歩が踏み出されました。

国内政治は、政権の不祥事があまりにも多く続いています。労働時間不備、データ問題改ざん、森友学園文書廃棄、加計学園隠蔽、防衛省日報問題、麻生失言等々、枚挙にいとまがない状況が未だ解決せず、多くの課題を残しております。

なぜ指摘したかと申しますと、必ず地方自治体まで、何らかの形で影響があるからで、早期に対応が求められます。

質問に入ります。

大綱1点目は、農業行政についてです。

(1) 主要農作物種子法についてです。

この件については、農産物種子と農作物種子とに使い分けがいろいろされておりますけ

れども、どちらも使われております。今回は、農作物種子ということで質問をいたしたいと思います。

稲、麦、大豆の種子生産を都道府県に義務づけた主要農作物種子法が4月1日に廃止されました。同法は、食料増産が課題となった1952年に制定され、全国各地の農業試験場などにより、地域の特性にあった品種開発や種子の安定供給を支えてきたわけで、国は、民間参入を妨げているとの理由であり、多様な種子参入を促進することで、価格高騰や外国産業の独占も予測され、多くの反対の中で、十分な議論もなく決まってしまうました。全国では、安心安全を含め、安定供給と地域の特性に合った品種開発をすべきとの条例が制定された県もあります。

次の点について伺います。

①道に対し、種子供給を義務づける条例が必要であると思われれます。市の動向についてです。

②生産者に対し、価格、肥料農薬とのセット等、問題点は見られるのかどうかという点です。

次に、大綱2点目は、マイナンバーについてです。

(1) マイナンバーの交付状況についてです。

マイナンバーは現在、人口に対する交付率は北海道が9.1%、全国10.7%にとどまっています。この制度は、費用は3,000億円を超え、毎年300億円かかるとされ、道内179市町村で48万9,505枚が登録交付されました。制度導入の狙いは、脱税や社会保障の不正受給を防ぐものでしたが、大量の個人情報外部

流出の心配、不正利用、個人情報への国家監視などが指摘され、膨大な費用と手間の割には利用度も低く、目的であった機能の成果はあまり見られません。

市の状況について伺います。

①開始時の交付枚数。平成28年1月から交付されていますけれども、3月までの交付枚数についてです。

②その後、最近までの交付数と廃棄数。

③開始後の補助金について。マイナンバーカードの発行に要する経費に対して、国からの補助があるのかどうかという点です。

④担当となる所管課について。

⑤今後の取り組みについて。特に、交付実態を踏まえ、今後、どのように取り組んでいくか、その点を伺いたいと思います。

大綱3点目、福祉行政についてです。

(1) 認知症についてです。

厚労省が発表した2015年の平均寿命、北海道は男性80.28歳、女性86.77歳で、初めて男性が80歳を超えました。さらに、市の人口も2015年で65歳以上が38.4%に達したとされ、全国的に比例して認知症も増加を続け、7人に1人が該当、なんと7年後には、5人に1人だと推計されています。

市の要介護、要支援認定者で日常生活に支障をきたす認知症の数は、以前の定例会の質問の回答では、2014年4月1日現在で、1,665人中877人でしたが、その後の推移と対策について伺います。

①最近の認知症の数。

②施設の状況。

③サポーター養成講座、地域支援推進員の設置状況。

④新オレンジプランの推進交流等事業の実態、新オレンジプランに基づいた本市の認知症の実態についてです。

⑤認知症対応の問題点。

大綱の4点目は、地域行政についてです。

(1) 林業大学校誘致の現状についてです。

林業大学校誘致は、4月3日に北海道から基本構想が発表されました。芦別市は、市役所前に大看板の設置など、活発に推進しておりますが、本市の動きがあまり見えず、気にかけていましたが、過日、要望書を道に提出したとの報道があり、特に、議会で意見として述べてきました場所を峰延中学校とするなど、数々の優位性が多くあるわけです。

しかし、道内各地域13団体が手を挙げていますし、最近、家具のマチ旭川市が手を挙げたようで、林産試験場・旭川農業高校の森林科学科、また、特に林業に力を入れている当麻町をはじめ、旭川近郊自治体の存在等、強力なライバルの出現もあります。

今年の夏には場所が決定しますが、現在までの取り組み状況と今後について伺います。

①要望事項、市の優位性は何か。

②看板の設置、広報メロディー等、市民への周知が不足していないかという点です。

大綱5点目は教育問題について、教育長に質問します。

(1) 教員の働き方改革についてです。

北海道の地域創生推進の主な取り組みとして、働き方改革がありますけれども、特に、教員の働き方の改革に、道教委はアクション・プランを示しております。

教員の多忙化により、児童、生徒と向き合う時間の確保のためにも、どのように実践す

るのか、実効あるプランが必要で、次の点を伺います。

- ①アクション・プランの主な内容。
- ②超勤の実態調査の結果と対策。
- ③市の改革に向けた内容についてです。

(2) 運動会のあり方についてです。

運動会シーズンも一応終了いたしました。運動会の経験は、年をとっても思い出し、心に残っています。その運動会が、午前中のみで開催が増えております。理由として、競技種目の減少、練習時間等が英語の授業時間確保のためとの報道もあり、問題点も多く残ります。午前中になりますと、昼食の弁当も必要なく、昔ながらの家族を囲んでのあの風景がなくなってしまう。

伺いたい点は、①市内の各学校も午前中で終了しているのかどうか。

②英語授業と運動会との関連性は見られるのかどうかについてです。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、主要農作物種子法についてであります。種子法の廃止に伴い、北海道は、主要農作物種子法の実施に関する条例を同じく廃止したところでありますが、種子法において、規制を受けておりました稲、麦類、大豆について、平成30年4月1日付で北海道主要農作物・主要畑作物種子生産審査要綱、同要領を制定しているところであります。

要綱、要領において、北海道では、北海道立総合研究機構及び関係機関・団体等と連携し、普及すべき優良な品種の試験を行い、優

良品種の認定をするほか、認定を受けた主要農作物及び主要畑作物の優良な種子の生産にかかる需給の見通しや安定供給等について、北海道種子協議会を開催し、これまでの体制を継続することに主眼を置き、優良品種制度や原種、原原種の生産体制及び種子審査を行うこととしておりますことから、市といたしましては、市が目指す安全・安心な農産物の生産が守られるよう、これら道の取り組みを支持してまいりたいと考えているところであります。

次に、種子法廃止後の問題点であります。各農協が取り扱う主要農作物、主要畑作物である稲、麦類、大豆等につきましては、種子証明を確認の上、集荷を行っており、現在、問題や混乱が発生しているとは伺っていないところであります。

しかし、外国資本の参入による新品種での売り込みで、種子の独占販売による価格上昇が懸念されるほか、種子にあった肥料や農薬との組み合わせ販売が行われますと、生産経費の上昇となり、農業経営を圧迫することになりますので、民間による種子の廉価販売の事例などがありましたら、動向を注視するとともに、道や関係機関と連携をとりながら、対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、マイナンバーについて、マイナンバーの交付状況についてであります。初めに、開始時の交付枚数につきましては、平成28年1月から3月までの交付枚数は415枚となっております。

その後、最近までの交付数と廃棄数につきましては、平成28年度は1,356枚、平成29

年度は 330 枚、平成 30 年度は 5 月末現在で 27 枚となっており、これまでの交付枚数は、合計で 2,128 枚となっているところであります。

また、現在まで廃棄しましたマイナンバーカードはございません。

次に、開始後の補助金につきましては、マイナンバーカードの発行等に要する経費は、国庫補助金として全額措置されているところであります。

次に、所管課につきましては、マイナンバーカードの交付事務は、市民課が所管しており、マイナンバー制度全般の事務は、秘書広報課が中心となって各部署と連携を図りながら、対応しているところであります。

次に、今後の取り組みにつきましては、マイナンバーカードの普及が進んでいない状況から、市といたしましては、引き続き、広報紙メロディーや市ホームページなどを通じて、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、認知症についてであります。初めに、認知症高齢者の数につきましては、要介護・要支援認定のデータによりますと、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 6 カ月の間に介護申請をされた 707 名のうち、認知症状のある方は 412 名となっているところであります。

次に、認知症対応型共同生活介護のグループホームの現状であります。グループホームは、自宅での生活が難しくなった方が、家庭的な環境の中で入浴や排せつ、食事などの支援を受け、生活機能の維持向上を目指すもので、市内には 3 カ所あり、定員は、それぞ

れ 18 名となっているところであります。

次に、認知症サポーター養成講座につきましては、市民が認知症に関する正しい知識と理解を持って、知識や職域で認知症の方やその家族を手助けできることを目的に実施しており、講座は、町内会や老人クラブ、金融機関などで実施され、本年 5 月末で 769 名の方が養成講座を修了しているところであります。

また、地域支援推進員につきましては、市内の実情に応じた認知症施策を推進することを目的とし、本市におきましては、2 名の職員を配置しているところであります。

次に、新オレンジプランに基づいた本市の認知症施策については、認知症サポーター養成講座をはじめ、医療、介護サービスの利用の道筋を示した認知症ケアパスの作成、認知症カフェの実施、道に迷っている高齢者の見守りや早期に発見する訓練の実施をしており、4 月からは、認知症の方に早期に対応するための認知症初期集中支援チームを設置し、活動を開始したところであります。

次に、認知症対応の問題点につきましては、認知症に対する家族や周囲の理解が不十分であったり、家族の介護力の不足などや、これに加え、80 代の親と精神障がいや、無職、無収入等の 50 代の子ども世帯、いわゆる「8050 問題」で複合した課題を持つ世帯が増加していることと捉えておりますので、今後は、関係機関と連携をとりながら、施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、林業大学校誘致の現状についてであります。初めに、要望事項、市の優位性につきましては、去る 5 月 24 日に道並びに道議会へ講義・基礎実習拠点としての優位性を示

した要望書を提出したところであります。

本市の優位性といたしましては、1点目として、1学年40人が2年間学ぶことに必要とされる規模の校舎として、平成31年3月末に閉校する峰延中学校を無償で提供できること、2点目として、実習林として活用できる道有林があるほか、市有林の提供も可能であるとともに、管内の森林組合や多くの林業事業者と連携が可能であり、高性能林業機械を使用した実習が可能な環境にあること、3点目として、本市は札幌市、旭川市の中間に位置し、鉄道や道路網などのアクセス環境が整っており、学生や講師の通学・通勤面で好条件にあるとともに、道内各地での実習時のアクセスが極めて良好であること、4点目として、J R美唄駅徒歩圏に学生向けマンションが多数あり、近隣には、コンビニエンスストアやスーパーマーケット、ホームセンターなど、学生にとって暮らしやすい居住・生活環境が整っていること、5点目として、本市には、森林や林業の研究機関である地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場があるほか、森林・林業及び木材産業に関連する行政・教育機関である空知森林管理署や空知総合振興局森林室、美唄地域人材開発センター、北海道岩見沢農業高等学校等が近くにあることから、密接な連携が図られることなど、これらのさまざまな優位性を示し、本市への道立林業学校の設立を要望したところであります。

次に、看板の設置、広報紙メロディーなど、市民への周知につきましては、看板の設置は現在のところ考えておりませんが、広く市民の皆様如期成会等の誘致活動を知っていただ

けるよう、広報紙メロディーや市のホームページで周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、北海道教育委員会が作成しましたアクション・プランの主な内容についてでございますが、本プランに掲げる取り組みの成果の検証を行いながら着実に進めるため、取り組み期間を平成30年度から平成32年度までの3年間とし、当面の目標として、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロとすることを示しているところでございます。

この目標を達成させる指標の主なものとして、部活動完全休養日を毎週1回以上設けること、月に1日以上は、土曜日、日曜日または祝日に部活の休養日を設けること、閉庁日を年9日以上設けることで、年間73日間の部活動休養日を確保することが示されているところでございます。

また、部活動指導員の配置、複数顧問の効果的な活用や中体連や高体連、高文連、高野連等の関係団体と連携・協力して、部活動休養日の完全実施等の取り組みを進めるとともに、道体育協会や競技団体、文化団体等に対して、大会やコンクール等の見直しを要請することとしているほか、本来担うべき業務に専念できる教育環境の整備として、チーム学校の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進、ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の充実を示しております。

平成24年に導入した成績処理等を行う校

務支援システムを今後、学習指導要領の改訂にあわせてシステムの改善等を行い、教職員の業務改善を進める考えを示しているところでもあります。

このアクション・プランは、これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるという働き方改革の目指す理念を共有しながら、着実に取り組みを行おうとするもので、道教委では、今後の国の動向や学校における取り組み状況等を見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行うこととしております。

次に、超過勤務の実態調査の結果と対策についてであります。平成28年度に北海道教育委員会が実施した教育職員の時間外勤務に係る実態調査では、平成20年度の前回調査や国の教員勤務実態調査と比較し、多少の改善は見られるものの、小学校では23.4%、中学校では46.9%の教員が、1週間当たりの勤務時間が60時間を超えているという結果が出ております。また、教頭においては、小学校、中学校とも7割を超えているところでございます。

本市においては、これまで教員が子どもと向き合う時間を確保するため、定時退勤日の徹底や部活休養日の設定などの取り組みを進めているところであり、学校長に対する聞き取りにおいては、これよりも低い旨確認しているところでございます。

次に、市教育委員会の改革に向けた内容についてでございますが、教員が健康でやりが

いをもって働くことのできる教育環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要でありますことから、教育委員会では、本年3月、道教委が示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」の内容を踏まえ、本市の「教職員の働き方改革アクション・プラン」を策定することとして、現在、作業を進めております。

今後のスケジュールといたしましては、校長会・教頭会において、アクション・プランの内容について説明した後、教育委員会議において審議する予定となっております。

次に、本市で行われた運動会についてでございますが、6月2日土曜日に中央小学校、東小学校、峰延小学校、南美唄小学校の4つの小学校が行われ、茶志内小学校は6月9日土曜日に行われましたが、いずれの小学校も、これまで同様、1・2年の低学年は午前中で競技を終了しており、中学年・高学年は、家族と昼食を挟み、午後からも競技を実施しているところでございます。

次に、英語授業と運動会の関連性についてでございますが、一部のマスコミでは、小学校において正式な教科になる英語等の学習時間が35単位時間増え、その授業時数を確保するために、運動会の練習時間を減らし、午前で終了させる学校が全国的に増えているとの報道をしているところでございますが、教育委員会といたしましては、運動会は、子どもの頑張る姿を家族が見て、昼にお弁当を食べながら絆を深める貴重な機会であるものの、一方でお弁当作り等、運動会に伴う家庭の負担が大きいことや、家庭のさまざまな事情により、1人でお弁当を食べる児童生徒が増えて

いることも実態としてあり、これらも運動会の時間短縮につながっているものと推測しているところがございます。

●議長小関勝教君 6番、森川明議員。

●6番森川明議員 それでは、自席から意見と若干の質問をいたします。

1点目の農業行政、主要農作物種子法についてですけれども、種子法の廃止につきましては、「種子を支配するものは食料生産を支配し、食を支配するものは世界を制す」という言葉があります。外国を含めた大手の会社に種子が独占されますと、効率や経済性が優先され、生産者は一定の種子を購入、消費者も食べたい種子の選択が狭められて、地域の特色ある食文化の衰退も考えられます。つまり、病害虫の発生、農薬の問題、食の安心安全を守る観点から、民間ありきでは、将来、農家が種子メーカーの下請けとなる恐れが強いです。

種子について調べてみますと、稲と大豆は、全品種が道の指導で開発され、民間企業の開発はありません。現在、優良品種は稲20、麦11、大豆19ですが、1つの品種を作るのに、最低10年はかかるとされ、時間と労働力をかけており、米の場合、ブランド米として確立しているわけで、この開発システムが、崩されようとしています。民間企業となりますと、多国籍の企業の参入が考えられ、外資系企業の種子ビジネスがより進むことが予測され、危険極まりないのです。

道は2017年度で約1億5,600万の関連予算で研究を進められてきましたけれども、公的機関での開発研究にブレーキがかかることでしょう。どうしてもそのためには、条例が必

要なのです。

また、今年大きな事件として、大手企業種苗業者、これは牧草、緑肥など30品種で違法表示を行い、種の販売額は40億円を超え、長年にわたる偽装、隠蔽体質が明らかになりました。種子法廃止後の民間企業育成となりますと、この種の事件の発生に注意が必要となってきます。

条例では、新潟、兵庫、埼玉の3県が、地域の特性に合わせた品種開発や種子の安定供給をすべきと既に選定されております。道内では、種子法廃止を考えるフォーラムが開催され、復活への機運は盛り上がりを見せました。

実は、北海道のこの件に対する本として「種子法廃止と北海道の食と農」荒谷明子さん他の著があり、新聞で紹介されております。その中で、専門家が農作物における遺伝子組み換えやゲノム編集技術の危険性を訴えており、種子法は、優良な種子は人々の共有財産であるという考えでの法律であったのが、廃止によって、共有財産が民間企業が独占する知的財産となり、利益を上げるための戦略物資として利用する可能性を危惧していると警鐘しております。種子の受託生産を担ってきた方式の土台が崩れてしまい、企業任せにならないかと心配しているのです。そのためには、何度も言いますが、条例を制定すべきなのです。

そこで、再質問といたしましては、市は道の取り組みを指示するとの答弁ですが、道の予算面において、試験研究費等は従来と変わりはないと理解して良いのかという点です。

2点目、マイナンバーについて、市の状況

を知ることができました。質問に関し、予備知識が必要との観点から、全道における実態把握のために、マイナンバーを取り扱っている「地方公共団体情報システム機構」に問い合わせてみますと、道内 179 市町村の登録状況は、実に 30 ページにわたり、各市町村へそれぞれ電話をかけて個々に聞いてほしいとのことで、枚数のみでなく、他に調査をしたい項目がありましたけれども、断念いたしました。ただ、札幌市は発足したときには 17 万 9,902 枚で、27%から始まっています。市の実態は、現在までの合計 2,573 枚、廃棄はゼロという答弁でしたが、申請は任意といえども、実用化には時間がかかりそうです。

この間、北海道新聞調査で、道内の人口上位 12 市町の交付状態が、4 月末現在で掲載されていました。交付を申請しても受け取りに来なく、自治体が保管しているカードが 12 市で合計 5 万 4,000 枚にのぼるといいます。市はまだ廃棄がゼロとの答弁ですが、引き続き、普及推進に努めなければならないものと思っております。

3 点目の福祉行政、認知症についてですが、それぞれ答弁をいただきました。認知症対応には、多くの課題があります。この問題を取り上げるきっかけといいますのは、高齢者ドライバーの認知症の恐れが全国で第 1 分類、5 万 7,000 人との新聞報道がありました。驚くべき数字です。

実は、後期高齢者となり、今回の運転免許更新時に認知機能検査の予備知識もなく臨んだのですけれども焦りました。といいますのは、絵を見て後ほど思い出す検査では、非常に思い出すのに苦労したということがわかっ

たんです。当日は、8 人が受講し 1 人が満点、残り 7 人が私と同じ第 2 分類にそれぞれ滑り込みセーフというような状況でしたが、加齢とともに認知症が自分自身でも進んでいるのではないかと思っております。

認知症についての市の現状対策、問題点を知ることができましたけれども、実は、本屋に認知症の本が予想以上に出されております。予防のための実践例が記述されているわけです。文書の内容を見ますと、声を出す音読法、簡単な場所には歩いていく、足を使う、バランスのよい食事の摂取法、何よりも早期発見に努めることが肝要と述べられております。

昨日の北海道新聞の夕刊には、認知症で行方不明になった警察に届け出た人が 1 万 5,863 人と、過去最多で 5 年連続更新しているとの記事でした。答弁にありました認知症に対する家族や周囲の理解不足、家庭の介護力の不足があります。

現在、市も軽度認知症の疑いのある人員の把握は難しい面もあるでしょうが、調査では、認知症の方が 412 名であり、今後も増えると思われれます。地域の方などと十分に連携を密にし、また支援等の対策を進めていただかなければならないと思っております。

4 点目、林業大学校誘致の現状についてですが、林業大学校の誘致運動は現在のところ、芦別市が質問の冒頭で申しましたように、美唄よりも活発と見ております。市役所前には大看板がありますし、道庁に対する要請も 3 回、場所も旧常盤小を挙げ、150 ヘクタールの実習林、住居として北日本自動車大学校の学生寮など 80 室以上、さらに、市内に住民登録がある学生には、月 6 万円の奨学金制度が

あるとの利点がそれぞれ述べられているわけ
です。

美唄市は、校舎として、峰延中学校の無償
譲渡が提案され、先ほど報告を受けました。
峰延中学校は、すでに耐震化され、また、照
明器具の落下防止策がとられ、吊り下げ式バ
スケット専用の梁もあり、鉄筋コンクリート
2階建てのモダンな建築で、学び舎としては
申し分ありません。校舎から樺戸連山、田園
風景の眺望も完璧です。さらに、交通の利便
性がよく、林業試験場も近いと、その点では、
立地条件はかなり有利ではないかと見ており
ます。

ところが、5月14日に旭川市が名乗りをあ
げました。これは強力なライバルの出現と見
ております。周辺の当麻町をはじめ林業のま
ちが多く、その当麻町は、町産のカラマツ
100%の新庁舎が、年内に完成するそうです。
協力をしますといった近郊の町もプラス材料
でしょう。

市は、オール美唄で誘致に取り組む機運を
高めるとの意気込みで、その辺については、
もろ手を挙げて賛同しておりますが、ただ、
市民に対する働きかけが、いまいち不足して
いるのではないかと、メロディー掲載につい
ても2月号のみで、私は、市民への呼びかけ
が毎回必要ではないかと見ておりますし、大
看板は無理だとしても、小看板、ビラ、ポ
スターなど、あらゆる手段を講じながら、今
後、実践に移しアピールをすべきです。

三笠市のジオパークでは、三笠の林業を学
ぶツアーもあり、林業で盛り上げてきており
ます。近くの自治体市町村の協力要請のもと
に、もっと力を入れなければならないのでは

ないかと思えます。

設置場所の決定は、夏ということですが、次
の定例会時には、すでに決定されているとい
う状況ですが、横一線で並んでいる感じがし
ます。まさに待ったなしの状況であります。
ですから、市長の答弁にありました優位性を
さらに強調し、市民にアピールし、市民の協
力のもとに、1歩でも2歩でも抜け出すよう
に、働きかけの創意工夫が必要であると見て
おります。

そこで、1点のみ再質問しますけれども、
道の検討懇談会で、道側から林業試験場美唄
と林産試験場旭川との連携を検討したいとの
報道がありました。この連携とはどういうこ
となのか、知る範囲でお伺いをいたしたいと
思います。

5点目は、教育問題、教員の働き方につい
てです。教員の働き方が、はっきり言うと一
向に改善されておられません。原因は、やはり
教員の不足が深刻であり、確保ができないと
のことです。中には、教頭が授業を受け持つ、
このようなことが、全国的に見ますと非常に
多いとのこと。なぜこのようなことにな
ったのか。これは、高度成長期以降に大量に
採用された教員が、今、退職期を迎えている
からです。臨時教員も不足し、さらに追いつ
ちをかけるように、志願者が激減していると、
これも要因の1つではないかと見ております。

小規模校では、免許外教科を兼任せざるを
得ない状況もあるようです。専門ではない授
業の準備に時間を要し、成績評価を含め、先
生方の相当な負担があるという実態です。過
日、富山県の公立教諭が、長時間労働が原因
で過労死しました。この先生は、部活動の顧

間で、直近の時間外が 100 時間、長期にわたって月 80 時間以上の労働があり、4 月 9 日に認定をされたと 5 月 27 日にわかったわけです。

教育長の答弁の中にありました道のアクション・プランも、1 週間 60 時間超勤をゼロにする必要性を強調しておきたいと思います。

日本教育新聞社の中で、働き方改革というものがあります。文科省は 4 月 28 日に公表した実態調査では、10 年前より部活指導では、土日の勤務が 2 時間 10 分、大幅に増えているということで、特に中学校教員にかかる負担の重さが浮き彫りにされております。なぜ改善しないのか、よく言われておりますけれども、それぞれの学校に伝統や前例が実に多く、教員は、教科目の教科書を終わるのも大変だと言いながら、それぞれの行事の準備等に、どれほど多くの時間を使っていることか、それだけ時間がかかるということがどうなのかということを考えるべきであると。さらに、少子化で教員数が減っている中で、我慢してやることを見極めて、実行すべきとうたっております。長時間労働は、当然、病気やうつ、さらにバーンアウト（燃え尽き症候群）のリスクがあると、冊子でもうたっています。

教育長答弁に対する質問ですけれども、教員の働き方改革について、①市のアクション・プランの策定には期待をしていますけれども、実施には予算が伴うものです。その裏づけの検討。

②部活は過熱しがちで、成績主義よりも自主性を重視すべきだと思っています。外部指導の活用よりも、教員を増やすことが大前提です。

③勤務実態調査から、過労死の心配もあります。現在、各学校の教員定数が満たされているのかどうか。そして、免許以外の教科を兼任するような事態がないのかどうか、その点を伺いたいと思います。

(2) 運動会について、市の運動会は、従前と同じように 1 日行っているという答弁で、ほっとしました。私の母校峰延小学校には、70 年前から伝統の応援歌があります。内容は、「日頃を期待し練習の腕前見せるは今日なるぞ」という歌詞、その練習時間まで、今は札幌を中心に減らされているという実態です。種目では、人気の玉入れ、借り物競争、踊りも廃止をされており、その理由は、次期学習指導要領に基づく、英語教育の本格導入の前の英語授業時間の確保と聞きました。小規模校は、それなりに地域で創意工夫をしながら、特色ある運動会を実施しているわけですから、くれぐれも午前中で終わらせるようなことのないように、また、運動会で一番最後になる紅白リレーや昼食の弁当の味、昔ながらの運動会風景が、1 つずつ脳裏に浮かんでまいりますので、そういうことがなくならないように配慮が必要です。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、種子確保のための試験研究費についてであります。北海道からは、原原種や原種の生産に要する予算を確保していくほか、種子の生産や審査に関し、要綱や要領等を定め、万全な種子生産体制を確立することと伺っていることから、今後も本市の目指す安全・安心な農産物の生産が守られるよう必要

な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、林業大学校誘致の現状についてであります。林業試験場と林産試験場との連携につきましては、講義・基礎実習拠点の運営にあたり、北海道の森林・林業・木材産業など、川上から川下に関する幅広い知識や技術を有する林業試験場や林産試験場との連携・活用を検討すると伺っているところでございます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 森川議員の質問にお答えします。

本市が作成を進めております教員の働き方改革アクション・プランの作成に伴う予算措置の件についてでございますが、教員が、日々多くの時間を費やしている業務を軽減して、子どもと向き合う時間の確保と、きめ細かな指導を実現するため、北海道教育委員会が策定したアクション・プランにおきましては、児童生徒の出席簿や指導要録の整理、通知表や成績処理を行う機能、またはメール送信機能、グループウェア機能など、これらを有する統合型校務支援システムの導入や、新学習指導要領に対応したICT機器の導入について、平成32年度までに整備するよう求めていることを踏まえまして、本市が作成します教員働き方改革アクション・プランにおきましても、これらの導入・整備の必要性について示す内容としておりますことから、今後、段階的に整備できるよう、必要な予算確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、部活動指導の軽減に関連して、各学校への教職員加配についてでございますが、市内のすべての小中学校におきましては、一

部、期限付教員を採用している学校もありますが、本市の教員定数につきましては、北海道教育委員会が定める教職員定数配置基準を満たしているところであり、教職員の部活動の指導時間の軽減を図るために、新たな教員の加配はできないところでございます。

なお、免許外申請による授業につきましては、市内3中学校で技術・家庭科で行っており、週あたり3時間の授業が行われております。

また、運動会の時間についてでございますが、これにつきましては、各学校の教育家庭の実施の関係もございまして、今後、どのような形が良いのか、各学校、または保護者の方と相談していきたいと考えております。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 3 時 4 4 分 延会

